

は本委員会に参考送付された

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

林業改善資金助成法案（内閣提出第一四号）
漁業再建整備特別措置法案（内閣提出第一五号）

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

漁船船主責任保險臨時措置法案（內閣提出第一

卷之三

農林水産業の振興に関する件（林業及び水産業の諸問題）

○委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお詫びいたします。

及び水産業の諸問題について、本日、全国森林委員会長植田守君、社団法人大日本水産会専務理事森澤基吉君、全国漁業協同組合連合会会長理事及川孝平君、日本漁業協同組合連合会会長増田正一君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○渉委員長 御異議なしと認めます。よって、さ
く「異議なし」と呼ぶ者あり】

○漢委員長　この際、参考人各位に申し上げます。

参考人各位には、御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにあります。
がとう存じます。

林業及び水産業の諸問題につきまして、参考人各位のそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、議事の都合上、御意見はお一人十五分程度、植田参考人、森澤参考人、及川参考人、増田参考人の順序でお述べをいただき、その後各委員からの質疑がござりますので、これにお答えをいたければ大変幸せと存じます。
それでは、植田参考人にお願いいたします。植田参考人。
○植田参考人　ただいま御紹介いただきました植田でございます。
私は、林業の問題につきまして御意見を申し上げたいと思っております。
御承知のようにわが国の林業は、特に木材面におきましてだいま非常に重要な時期に立っていますと思われる所以あります。それは、終戦後、從来からの国産材を中心にして需要を賄つてまいりましたものが、経済の成長の結果、木材の供給の不足を来しまして外材が入ってきておる。御承知のように、今日では外材が六〇%以上入つてきております。国産材はわずかに三十数%にとどまつておるようなわけでございます。国内の林業資源から見て、これは今日やむを得ないということは皆様も十分御承知かと存じます。外材の輸入がそれ相当になればどうにもならぬということは、私どももはつきりと認識はいたしております。がしかし、今日国内の林業者が非常な苦痛を感じていることがこの事實から出でておるのであります。それは価格の不安定さであります。あるいはおしゃりを受けるといけませんけれども、昔から木材そのものの生産者は、いわゆる山師と言つておつたものであります。きわめて投機的な物の動かし方をやっておつたということは事實であります。そういうものが今日もなおかつ残されている流通機構でありますので、勢い木材価格の面で非常な不安定さがあるということは、皆様方も御承知かと存じます。そのため、国内の林業生産は造林面において沈滯の空氣が出てくるということに相なつてくるわけであります。あるいは造林ばかりでなしに、いろいろな面においての沈滯が林業面で出てきておるようなわけであります。

そこで、われわれ林業者の立場から申しますと、今日最も苦痛を感じておるのは、この価格をどうして安定するか、安定してくれる一つの考え方を行政的にも政治的にも打ち出していただきたい、という事柄が一つあるわけであります。従来、外材の輸入が六〇%を超えておるわけですが、外材の輸入は今日もなお木材全体の需給の上から見て、常にある程度のセーブをしながら国内需給の価格を乱さずにやつておるとは決して言えないのであります。そういう意味合いにおいて、私は、外材の輸入を規制しようと申しませんけれども、国内の需給によく見合った、国内の需給を十分勘案した方向で外材の輸入をするような一つの組織を考えていただきたい。それには、名称はどうでもよいしゅうございますが、外材輸入の調整機構を一つの強力な形でもって実現していくよろしく方向をとり、そして価格問題の安定に資していただきたい。

が国は世界でも有数な森林の基本計画といつものを持ち、また林業基本法で木材の長期需給見通しをやることになつております。その両面から見まして、今日わが国の木材資源、森林資源は非常な勢いで、戦後、行政の適切な政策、政治の適切な施策を受けて造林地が増加してまいっております。数字をちょっと申し上げますれば、一千五百万ヘクタールの森林面積のうち、すでに八百万ヘクタールが人工造林地化しております。その内容といたのは、適切な国の計画である基本計画のもとに処理されておる数字でございます。

しかもその中に、昭和五十年代において三百八十万ヘクタールの間伐を要する面積があるわけであります。林業經營技術から申しまして、間伐はきわめて重要な、将来の有効な森林を育成する唯一の技術的方法でござります。その間伐に対しまして将来を考えるならば、三百八十万ヘクタールの森林から間伐されます材積を、たとえば一ヘクタール十立方と考えてみますれば、三千八百万立米の材が出てくるわけであります。この将来出てくる材を森林資源として有効に活用することは、わが国の木材の需要の上から見てきわめて大切な事柄だと思います。十年間で三千八百万立米でございます。一年にすれば三百八十万立米、石に一千二百万石くらいになるかと思います。これはきわめて大きな数字でございまして、この間伐は実際には、現在森林組合などが中核になりまして組合員の山の協業体制をもつて集団的に間伐を実施したりいたしておりますけれども、前に申し上げましたように価格が低迷している安い時代においては、持ち出し分が多くて間伐による収入になりませぬかむずかしい事態になつております。

将来、これらの数字を頭に入れて考えていくまでは、間伐に対する販売、加工等についての手当が十分な手當としてしていく必要が今日あるかと思ふます。森林組合が中心になつておる事業に対しまして、事務的な助成は別にしましても、間伐を実施する段階においての技術的な助成というものを

特に考えて、加工、販売面の新しい方向を打ち出すことが今日きわめて重要であり、その点を林業者もよろしくおねがいします。

務は、御承知のように農山村からどんどんと都市の方へ流出してまいりましたが、最近の不況下においてUターン現象が起きていて、統計数字によりましても林業労務がやふえてきているといふ事実はあるようあります。しかし、その労務の内容について少しく見ますれば、若齢層が流出して減少してまいります事柄は依然としてとまらないのであります。だんだん老齢化されてくる事実がはつきりいたしておるわけでござります。たとえ申し上げますならば、森林組合には、これは非常に珍しい組織なのでございますが、協業体制を確立していく上から労務を確保する森林組合が非常にふえてきております。全森林組合のうち約七割は森林組合自身が労務組織を確保しております。その人數は約六万人と數えられております。そのうち通年就労をしている者が約三分割五分から二割ぐらいあると見込まれております。正確な数字はわかりませんけれども、そう申します。正確な数字はわかりませんけれども、そう申します。季節労務が非常に多いわけでございます。そいつた事実にちなんだら、労務の後継者養成ということが非常に必要になってきておるわけであります。この労務対策につきましては行政的にいろいろお考えをいただいておりますが、なお積極的にご対して手を差し伸べていただきたいということをございます。

はわりありに短い、中期的な償還期限を持つておるわけであります。こういったものも中にござりますので、条件の緩和と今後起きるであろうと思

特に林業金融につきましては、われわれの立場から長年農業・漁業のような信用事業を組合にやらせていただきたいという希望は非常に強いのであります。先般の森林法改正の際にも強くその要望が出ておるところでございまして、これらの問題も、あわせて林業金融面における改善を図っていただきたい。特に、これはこの国会に法案が提出されておるのでございますが、林業改善資金制度の問題、これはさつき申し上げました間伐の資金の問題、それから労務の資金の問題等が含まれております。せひこれは実現をしていただかく、うに御配慮をお願いをしていきたい、かよつに考えておるようなわけでござります。

最後に一つづけ加えさせていただきますならば、先般の森林法改正におきまして、附則として第二条がつけられて、その御議論の過程において森林組合制度の単独立法化、それから共済事業の国営保険との一本化の問題、あるいは、もう一つつけ加えられまして信用事業の付与という三つの問題が残されております。この点につきましては、當時のわれわれの意向は、今日もいささかも変わつておりません。強く期待をしておるようなわけであります。幸いに今日、これは林野庁側におきますので、そちらの方にお任せはいたしませんが、われわれの強い希望はどこまでも反映していただきますようお願いを申し上げて、私の御説明を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。(拍手)

○澤委員長 どうもありがとうございました。

○参考人 次に、森澤参考人にお願いをいたします。森澤参考人

私のほかにあとまだお二方の参考人の陳述がございますので、私は主として全般的な問題及び国際漁業にポイントをしづりまして先生方に御説明

総漁獲高は一千八十万トン余、世界の第一位を依然として維持をいたしておりますけれども、内容的に見ますと、生産面においても金額面において

も、魚種別に見た面においていろいろ問題がございます。特に日本の水産業の漁獲總生産高といふのは、過去十年間に約五割ぐらいアップをいたしております。年率四%ぐらいの成長率を続けてきたわけでございます。戦前の最高は昭和十一年だと思います。四百三十三万トンぐらいでござりますので、そのころに比べますと日本の漁獲高といふのは二倍以上になつた。これは旺盛な動物たん白に対する需要という背景があるわけでござりますが、最近の動向を見ますと、すでに海洋法等を中心とする国際漁業情勢が日本の漁業生産に濃く影を落としつつございます。

白書にもござりますように、遠洋漁業を中心といたしております大規模漁業におきましては、前年に比べまして八%ぐらいでござりますが、生産高はむしろ減少を見せております。中小漁業、沿岸漁業は若干ずつ伸びておりますが、生産全体の伸びというのは前年に比べましてわずかに〇・四%ということで、従来年率四%程度で伸びてまいりました日本の生産が非常に停滞的であるということ。特に国際規制を強く受けます遠洋漁業、これには中小漁業も大資本漁業もござりますが、こういう面においてかけりが出てきたということは非常に大きな問題であり、今後、安定的に水産物を供給していく場合にいかにしてこういう情勢に対応していくかということが、先生方に政策面において裏づけをお願いしたい最大のポイントでございます。

現在、ニューヨークで国連海洋法公会議第四回開会中でございますが、どうやらこの会期中には前ジュネーブ会議で議長の責任において発表されましたが非公式單一交渉草案というものを修正しました正式の草案はできそつもない状況のようですがわれわれ報道を受けております。特に、海洋法条約の中で一番関連の深いのは経済水域の設定問題であり、サケ・マスのような遡河性魚種に関する方

条項並びにカツオ・マグロのよつたな高度回遊魚に関する問題でございますけれども、私たち水産業界といたしましては、海洋法会議の趨勢に重大な関心を持っておりますけれども、ニューヨークあるいはまた夏のジュネーブにおいてコンセンサスが得られようと得られない、もつすでに世界の大勢は経済水域二百海里に大きく動き出しております。

先般、アメリカ合衆国は、海洋法会議の合意を得たとして一方的に二百海里の漁業專管水域法案を議会で可決し、フォード大統領もこれに署名をいたしましたことは御案内のとおりでございます。来年三月一日から施行される。その内容は、日本の遠洋漁業にとりましてまことに戦いものでございます。多分この八月に行われます日米政府間漁業交渉におきましては、私は、政府代表の御苦労は察するに余りある、そういうふうに思いますが、アメリカがそういう情勢でござりますので、後進国は言つに及ばず、世界の先進諸国もこれに対しただれ現象を起こすことはもう必至であろうと私は思います。もうすでにカナダは、議会の議決を得ることなく二百海里を施行する権限を政府に与えておりますし、EC諸国におきましても、内容はいろいろ問題があるようですが、三百海里という方向に踏み切るようであります。

われわれの一番のライバルでございますソビエト、いままで、二百海里の経済水域は、ソビエトが日本と同じように遠洋漁業国でございますので、正式には持ち出してまいりませんだけれども、現在モスクワで行われております日ソ漁業委員会並びに日ソ政漁業交渉の成り行きをじっと見ておりますと、明らかにソ連も二百海里を前提にしてわが代表団にいろいろ厳しい規制を迫っているようでございます。非常に問題になつております索餌ニシンの規制の問題あるいはカニの規制の問題、サケ・マス、どれを見ましても、二百海里水域を濃厚に頭に置きながら日本との交渉に臨んでおる、こついうふうに私は見ざるを得ない

わけでございます。

いずれにしましても、日本の水揚げ高の約半分に近い四百四十七万トンに達する生産が、外国沿岸一百海里の水域で上げられておるわけでございます。これが海洋法の施行で一挙にゼロになるということでは決してございませんけれども、海洋法条約が施行されると、恐らく政府は各別に交渉を行いまして、政府間の協定が調わなければ、日本の旗を掲げた漁船はその水域内では操業できなくなるということに相なると思います。したがいまして、この日本の生産の約半分を占める大きなウエートの漁獲量が逐次減りをしていくという懸念は、もう十分あるわけでございます。

特に、私たち非常に大きく依存しております。

ベーリング海、いわゆる北洋海域における生産が、その経済水域の総生産の中の八割を占めている。

したがつて、南北問題も非常に重要でございます。

けれども、水産業界にとりまして海洋法の問題は

むしろ対ソビエト問題であり、対アメリカ、対カナダの問題が中心になるというふうに申し上げて

よろしいかと思ひます。

したがいまして、われわれは、水産業界の浮沈の問題ももちろん水産業界でございますから非常

に重要でございますが、もつともっと大きい見地に立ちまして、冒頭に申し上げました動物たん白食糧の半分の水産物の安定供給に対して、思いつつ切った政府の施策をかねがね強く要望してまいりました。これは、単に一発でこの危機を開拓する方法は私はないと思ひます。いろいろな手を打つていただかなければならぬ。

たとえば、まず第一には、先ほど申し上げまし

たように、諸外国ときわめて厳しい政府間交渉を

お取り進めいただきまして、外交面において日本

の遠洋漁業の実績が二百海里の経済水域の中で急

速に失われるとのないような御尽力を願わなければならぬ。そのためには、その裏づけとなりま

す国際協力、これは技術協力も経済協力もござい

ます。あるいは国内的な対策、そういうものも当

然必要になりますし、不幸にして大規模な規制が

一挙に落ちてまいりました場合には、私は、いわゆる体制整備、減船整理というものは当然業界が自主的に努力をいたしますけれども、とても業界の能力ではこなし切れないような大きな規制が不幸にして一挙に落ちてまいりました場合には、私は予算面におきましても、また立法面におきましても、強い施策をお願いしなければならぬ不幸な事態が来るのではないか、こういうように考えております。

過去におきまして、瀬戸内海の小型機船底びき網の減船整理、これは国際問題ではございませんけれども、特別措置法で実施した歴史がございます。さらに自主減船では、北洋のサケ・マツにつきましては三回にわたり業界自体の努力でやつてまいりましたし、また昭和四十六年には、厳しい日ソ漁業交渉の結果きましたオホーツク海の抱卵ニシンの全面禁漁に対しまして、政府からいろいろ、これは立法措置ではございませんでしたが、財政上の御援助をいただいて後始末をしたこともござります。また、最近は以西底びき網漁業の減船整理等につきましても利子補給等の御援助を得たこともありますですが、そういう海洋法を中心とする厳しい国際規制が激しく来た場合の措置といふものは、新しい政策としてぜひ御考慮おきいたいものは、新しくなったときが近く来るのではないか。二百海里はもうすでに、開発途上国はもちろんでござりますけれども、先進国に対する動きを始めたっております。したがつて、海洋法会議が終わってからどうこうということではなく非常に立ちおくれるわけでございまして、行政がなかなか先取りはしにくいという特質は十分存じ上げながらも、食糧の安定供給という立場から、ぜひ政策面の御検討を政府並びに国会にこの際強くお願ひしたいと

思つてございます。

それから、もう一点特に申し上げたいことは、いろいろ厳しい国際情勢で日本の漁業は危機に直面をいたしておりますが、遠洋漁業だけでございませんで、沿岸漁業から資本漁業に至るまで、最もわれわれ頭の痛いのは、オイルショック以後の経営危機でございます。オイルショックが参りますまでは、日本の漁業というのは、広い公海と安い重油をベースにして、沖合い、遠洋へと伸びてまいりましたことは御案内のとおりでございました。しかし、広い公海も安い重油もすでに過去のものと相なりました。したがいまして、オイルショック前に比べて油の値段が三倍、漁網、網等の資材が二倍、こういうやうな状況に相なりました。人件費はもちろん水産業だけの問題ではございませんが、やはり高騰してまいります。ところが、漁業のコストがこういう形でどんどん上がりますのに比べて、いわゆる生産者の手取りがそれに並行してアップしていく何らの保障もないわけでござります。

水産物は、御案内のとおり、市場という機構を通しまして価格形成がなされます。したがつて、原価を販売価格に反映する機構がないという特質を持つております。これは農産物についても同様でございますが、米を初めとする農産物あるいは畜産物には、政府の政策による価格安定制度がござります。ところが、水産物につきましては、從来そういう制度は全然ございません。したがつて、生産コストのアップが漁業の経営を非常に強く圧迫をしているという状況があらわれておるわけでござります。

昭和五十一年度の予算におきましては、幸いにしてこういう面に水産庁も力を向けられまして、業界の自主的な調整保管を前提とする魚種安定基金の制度を打ち出されることになりました。これは私は大きな前進だと思いますが、海洋法等で、国際規制等で日本の水産業が危機に立つ前に、日本の漁業の経営全体が崩壊をするということがあつてはなるまい、こついうふうに私は申し上げざるを得ないわけでございます。したがいまして、供給の担い手でございます漁業の経営者、こういう者の自主的な努力は万全にわれわれさせますけれども、さらに政策面でこれを大きく打ちをしていただくということがございませんと、とても

水産物の安定供給ということは図られないであろ

非常にいろいろな問題を抱えております。魚価対策、先ほど森澤参考人の方からも出ましたけれども、わずかな状態でございます。まだ大われわれの満足するものではございません。私は総じて、いかに国民食糧がどうこうと言いましたが、漁民が安んじて自分の生業、漁業というものの誇りとまではいかぬでも、これでやつていけるんだという自信を持たせなければ、どんなに供給プラン、需給プランを書きましても、しょせんは供給は確保できないと確信いたします。漁民が、これをやつていくならば自分から生計は當めるんだと、それを与えていただきたい。そのためには何をするかということはおのずからはつきりしております。魚価対策でございます。

もう一つは、国民食糧が非常に問題になるやさき、今までの漁業はとることのみ、いかにたくさんとするかということに日本漁業の姿勢があつたと思ひます。魚価対策でございます。

私が余りにも粗末に扱われておる。現在、われわれが食べておるところの魚といふものは五十数%しか食つていない。あとは捨てておる。こういう問題がある。今日、魚が流通しておる中において鮮魚の形態において流通するものはまず三〇%くらいでしょ。あとは何らかの形で冷凍加工その他のいろいろな手を加えられて流通しておる。その中ににおいて魚価対策の面からもまた魚の有効利用という面からも、いまの日本人の消費動向も考へなが、どうしても魚の有効利用、いわゆる加工対策というものを先生方に真剣にお考えを願いたいと思うのでございます。加工の合理化、高度化、私は生産者でござりますけれども、從来はややもするとたくさんとればいいということで、生産の方に行政も政治も偏つておつたような気がします。これからはもつと高い立場で、国民食糧とはり加上の問題といふものを離れてはわれわれは物を考えません。そのことを特に施策としてお願いを申し上げたいと思つてございます。

それからもう一点は、私いろいろなところで会合を持つておりますけれども、なるほど昭和六年にこうなる、ああなる、食糧危機がどうと言われましても、漁師の立場じやびんときません。なぜでしょう。これは新聞、最近は週刊紙にまでひやかされて、イワシさんとか言われて、いま百万吨近くもとれようというイワシが、銚子の港あたりではトラックにひかれて地べたにびしやつとつぶされて拾っていくものもない。漁師は安いからとらない。こういうよつた事態を現実にしておきまして、食糧危機とか、日本の動物性たん白質が何だと言つたって、私は漁師は共感を持たないと思います。したがつて、何がゆえにこのようない現象が起きておるか。しかも一方においては、大きな打撃を日本漁業は国際的に受けようとしているというよつた悲惨なことを言いながら、片一方においてはそのよつた事実が歴然と毎日繰り返されています。この事実の解明こそが——この問題は簡単な問題じゃ実はございません。消費動向といふようないろいろな問題もござりますけれども、これに対する真剣に取り組んでいただくということになりますならば、私はおのずから解答は出てくるというふうに確信をいたしております。

時間の余裕もございませんので、これで私の陳述を終わりたいと思います。(拍手)

○増田参考人 私は、ただいま御紹介をいただきました日本鰐鮪漁業協同組合連合会の増田でございます。

本日、農林水産業の振興に関しまして、私に意見を述べる機会を与えていただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、私どもカツオ・マグロ漁業の振興に関しては、御出席の各先生方には平素特段の御指導をいたしておりますことを、この機会に深くお礼を申し上げたいと存じます。

本件について、私は、私の関係しておりますカツオ・マグロ漁業は日本漁業の縮図であるという

考え方を常に持つてゐるものでありますので、このカツオ・マグロ漁業を通じて、カツオ・マグロ漁業の現状、問題点並びに若干の意見をできるだけ具体的に申し上げ、関係の諸先生方の今後の御施策の上に何かの参考にしていただければと、かように存する次第でございます。

まず、私どものカツオ・マグロ漁業は、漁業の中でどういう地位を占めているかということではあります、遠洋のカツオ・マグロ漁船が千二百七十七隻、近海のカツオ・マグロ漁船が千三百七十三隻、母船式カツオ・マグロ漁船が二隻ということがあります。しかし漁獲量は六十九万八千トントでございまして、わが国の海面の全漁獲総量に對して七、二%を占めておりますが、その漁獲の金額では一千六百十五億で、同じく全海面漁業の一九%を占めておりまして、私ども日本の漁業の中でも重要な地位を占めていると存じております。

カツオ・マグロ漁業は申し上げるまでもなく、遠洋漁業でありまして、現に世界の七つの海の海域で操業を続けております。特に遠洋のカツオ・マグロ漁業におきましては、一航海十カ月以上にも操業日数がわたつておるわけでございます。そのための一航行の中でも、少なくとも数回は外国の港に寄港しまして、物資の補給を受けますけれども、私どもはその操業の円滑化に全世界に九十一の代理店を設置いたしまして、操業のために一航海の中でも、少なくとも数回は海外、石油を始めとする諸経費の高騰あるいは諸外国からのマグロ類の輸入の激増、また生産地魚価の低迷等によりまして、その漁業経営は一段と厳しいさを増してきております。そのためにはすでに多くの倒産と係船の事例が出ておりますし、このような現状はいまなお進行している次第でございます。そしてまた多数の漁業者は多額の負債を抱えまして倒産の防止と資金繰りに毎日なく脅心をいたしております。そして経営の改善につきましても、経費の節約と合理化、調整保管事業等を通じまして艱勤な努力を払つてゐるのが実態でございます。しかし、漁業者のこのよつた自主的な經營改善努力を尽くしましてもおのずからそこには限度がござります。政府の強力な支援措置を要望する声が一段と強烈になってきております。

幸いにして政府は五十年度予算案におきましては、いままだかつてなかつた諸種の経営対策を取り上げられ、業界としても深く感謝してゐる次第でござりますけれども、いま申し述べましたような経営の実態もあり、またその実行を一日も早くな海域にわたつて漁業の管轄権を主張し、そのため現実に漁場の制約が進行してゐるわけでございます。不幸にして予想されますよつた二百海里の排他的の経済水域あるいは群島水域等によりまして漁場が制約を受けますと、私どものカツオ・マグロ漁業は、前述いたしました数量の約四〇%は喪失することになります。しかも漁獲される魚種等を考慮いたしますと、その影響はさらに大きくなるのがございます。

そのためには、まずもつて國として本腰を入れた漁業外交を推し進め、関係国との政府間交渉によつてその実際的な解決を計り、操業の実績を確保することが大事であると存じます。また、当面の措置といたしましては、國による入漁料等の積極的な援助及び拿捕救済その他早期釈放についての助成措置を強く要望いたしたいと存じます。

次に、漁業の経営問題について申し上げてみたいたいと思います。

一昨々年発生いたしましたオイルショック以来、石油を始めとする諸経費の高騰あるいは諸外国からのマグロ類の輸入の激増、また生産地魚価の低迷等によりまして、その漁業経営は一段と厳しいさを増してきております。そのためにはすでに多くの倒産と係船の事例が出ておりますし、このようない状況はいまなお進行している次第でございます。そしてまた多数の漁業者は多額の負債を抱えまして倒産の防止と資金繰りに毎日なく脅心をいたしております。そして経営の改善につきましては、経費の節約と合理化、調整保管事業等を通じまして艱勤な努力を払つてゐるのが実態でございます。しかし、漁業者のこのよつた自主的な經營改善努力を尽くしましてもおのずからそこには限度がござります。政府の強力な支援措置を要望する声が一段と強烈になってきております。

幸いにして政府は五十年度予算案におきましては、いままだかつてなかつた諸種の経営対策を取り上げられ、業界としても深く感謝してゐる次第でござりますけれども、いま申し述べましたような経営の実態もあり、またその実行を一日も早く

と鶴首いたしておる次第でござります。漁業用燃
油対策の特別資金あるいは漁価安定のための調整
保管事業に対する助成あるいは魚価安定基金の活
用あるいは漁業経営維持安定資金の実施、構造改
善設備資金、漁業整備資金等、一連の経営安定対
策を一日も早く成立させていただくことを念願い
たす次第でございます。なおまた、これに関連の
予算につきましても速やかに成立されますよう各
先生方の特段の御配慮をお願いする次第でござい
ます。

次に第二の点といったしましては、漁業経営維持安定資金の円滑な推進を図るために、漁業信用基金協会の協力によって各企業の受信力をつけることが最も肝要なことだと存じます。基金協会本体も、漁業経営が難局に直面しておりますいまこそ、そ本来の機能を發揮すべきときであると存じます。幸いにして今回漁業経営維持安定資金、漁業用燃油特別資金を含めましてこの種の政策金融については国のでん補率を八〇%に拡大されましたことは、業界として深く感謝するところであります。ですが、この機会にさらに中央漁業信用基金に対する国の補助を一層拡充強化していただきまして、基金協会の本質と並びることに基金協会より足

のであります。貿易問題が国際間ににおいてきわめてむずかしい側面を持つことは十分私もぞ知いたしておりますけれども、すでに述べましたような数多くの漁業経営安定対策を講じまして、他方において水産物の輸入が無秩序に放任されますならば、何らの成果を見るにも期待はできないわけであります。したがいまして、水産物の輸入につきましては、速やかに秩序ある輸入が実現し、漁業生産者の納得のいく有効な措置を講じていただきたいと存じます。その施策の一例としては、漁業生産者を含めた輸入窓口の一元化あるいは輸入課徴金制度も検討すべきであろううといふようになります。

第五といたしまして、漁船船主責任保険について一言申し上げておきます。現在私どものところ

○**湊委員長** 質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。**島田琢郎君**。
○島田(琢)委員 参考人の皆さん、御苦労さまで
す。限られた時間でござりますので簡潔にお尋ねしてはせひほ
うしたいと思いますので、参考人におかれではぜひほ
うとつ簡単明瞭にお答えをいただきたいと思います。
私は植田参考人に対して林業、森林の問題につ
いて四点ほどお尋ねをしたいと思います。
まず第一点は、先ほどお話を中で非常に低迷す
る国内の木材を中心とした、そのほか製材等を含
めた苦悩についての御披露がございました。私
も全くこの木材の今日的な状態というものは胸をも
のぞかずしてお聞きいたしました。

漁業整備公債の認定の第一号に予定されており、すカツオ・マグロ漁業の立場といたしましては、先ほど触れましたように、国連の海洋法会議の動向のあるオイルショックの直接のしわ寄せ、国の経済政策などによりまして、業界の自主的な経営改善努力だけでは対応し得ない外部要因が根幹となつて今日の経営の悪化をもたらしている、かように考えますし、また五十一年度予算に計上されております長期低利の融資と減船事務費補助だけでは、恐らく私どもの所定の減船整備計画を完全に遂行することはできないと思つのであります。したがいまして、政府が業界の減船計画を後ろから援助するということではなくて、政府がもっと前面に出ていただきまして、国の直接補助金を主体にした強力な政策を推進し、その所要の予算措置を講ずるよう強く要望する次第でござります。

等が走るが際にもその原資に充当し得る道を示す。
していただきたい、かように存じます。

次に、第三の問題でござりますが、魚価安定基金の運用についてであります。現行の予算におきましては、魚価安定のための調整保管事業実施した結果、その生じた損失の八〇%については魚価安定基金から長期無利子の融資をするといふ仕組みとなつてゐるわけでありますけれども、私は、この点について、近い時期においてぜひともこの損失については国が直接補助を行うよう改善すべきであり、同時にまた、魚価安定基金 자체も法規を持つように制度化して本来の機能を發揮できるよう改組すべきである、かように存じます。そして業界が非常に強く要望しております魚価支撐制度が速やかに実現できますよう特段の御配慮をお願いいたしたいと存じます。

その第四は、水産物の輸入の規制についてでござ

ツオ・マグロ漁業では、米国の水質改善法の制定以来、その操業と物資の補給を確保するため、同方面に出漁いたします総トン数三百トン以上カツオ・マグロ漁船はすべて英國のブリタニP・Iに加入いたしております。その隻数は現二百八十九隻、毎年支払う保険料も八千万円にしております。公害の防止、水質の保全あるいは環境の整備、改善等につきましては今後一段としくなることが予測されます。人命の損傷等を含めまして、漁業経営者として負担すべき事項今後ますます拡大すると予測されます。このとくに新しく漁船船主責任保険法が制定される運び相なつておりますことはまことに喜ばしい限りであります。私どもいたしましては、前述いたしましたようにすでにアリタニヤP・Iに加入しているわけでござりますから、この法律制度が施された暁には、ぜひともてん補範囲の内容の充実と現行保険料よりも一層低率な保険料が実現できますよう、特段の御配慮をお願いいたし、いと存じます。

以上をもちまして私の意見開陳を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○議長　ありがとうございました。

以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました

定在達ははも実にいたりたしにきよとがいがですか。植田さんですけれども、輸入外材の調整機能を強化してと言いますか、新設をしてほしい、それからは蓄の見直しをやってもらいたい、こういう趣旨御発言でありましたけれども、これはお考えとしては、外材輸入の一元化ということをおっしゃっているのか、それとも課徴金制度を強化してそれを国内生産に振り向けるという制度をもつと強せよ、こうお考えになつてはいるのか、参考人はこの制度についてはお任せをするがと前置きしますが、これは当面全国の森林組合の会長という立場にいらっしゃる植田さんですから、このやはりあなたのお考えを明確にされるということだけは非常に現状を開いていく上に必要なことだと思いますが、いかがですか。

○植田参考人 ただいま価格問題に対しまして徴金制度のお話が出てまいりましたが、実は私も過去においてこの課徴金制度を考えまして非常に強力な全国運動を起こしたことがございました。そして当時自民党の党内の説制調査会におてお取り上げいたいたい時期があつたのであります。しかしこれは当時つぶれてしましました。

のであります。貿易問題が国際間においてきわめ

○委員長 質疑の申し出がありますので、順次

これを許します。島田琢郎君。

す。限られた時間でござりますので簡潔にお尋ねはぜひひとつ簡単明瞭にお答えをいただきたいと思います。
私は植田参考人に対して林業・森林の問題について四点ほどお尋ねをしたいと思います。
まず第一点は、先ほどお話を中で非常に低迷する国内の木材を中心とした、そのほか製材等を含めた苦悩について私はもう少し聞きたい点が生じます。たとえば価格政策について触れらるゝも全くこの木材の今日的な状態というものは胸に痛めている一人であります。それだけに植田参考人のお考えについて私はもう少し聞きたい点が生じます。たとえば価格政策について触れらるゝたんすけれども、輸入外材の調整機能を強化してと言いますか、新設をしてほしい、それからば蓄の見直しをやってもらいたい、こういう趣旨はあります。たとえば価格政策について触れらるゝ御発言でありますけれども、これはお考えとしては、外材輸入の一元化ということをおつしやっているのか、それとも課徴金制度を強化してそれを国内生産に振り向けるという制度をもつと強せよ、こうお考えになつてゐるのか、参考人はこの制度についてはお任せをするがと前置きしていますが、これは当面全国の森林組合の会長とう立場にいらっしゃる植田さんですから、このやはりあなたのお考えを明確にされるといふことは非常に現状を開していく上に必要なことだと思いますが、いかがですか。

○植田参考人 ただいま価格問題に対しましてお取り上げいたいたい時期があつたのです。しかしこれは当時つぶれてしましました。

近もその問題はいろいろわれわれ内部的には考えております。ただ課徴金という名前が適當かどうかどうかという問題についてはいろいろ議論のあるところでありますけれども、要するに価格政策をはじめにはほしいのですけれども、価格政策が非常にむずかしいという現実の問題に立って、課徴金制度というよつたもので、あるいは別な差額税制みたいなものでひとつ財源を考え、それを造林とかそういう面へのつき込みをやつたらどうかというようなことは内部的には考えておりますが、まだ具体的に外へは出でおりません。それだけ申し上げておきます。

○島田(琢磨)委員 次に労働対策について、これまた現状を吐露されていらっしゃいました。私も全くそのとおりだと思います。一部にJターン現象があるとはいひながらも、労働の質的な問題からいえば老齢化の一途をたどりつあることにはいさきかもまだ歯どめがかかるべいないというのが現実だと思う。しかし労働力を確保する上におきます大前提というのは、私が申し上げるまでもなく、労働環境の整備あるいはまた生活環境の整備、こういうものが他の業態、業種と比較して完全になされているかどうかという、この比較論において労働力といふものは右に行つたり左に行つたり流し出す。しかもそれを考えてまいりますと、林業には依然としてつきまとつておりますのが雇用不安であり、労働災害であり、低賃金であり、社会保障の立ちおくれだ。これは私が何をひとりがりで申し上げているのではなくて、総理府の昨年十二月の発表によつても明らかにとく、労働力の今日の実態というのがやや上向きなつておるとはいひながら、依然二十四万という域を出ていない。しかも雇用保険法が今度新しく制定され、これの加入促進が行われていますけれども、現状は依然として五〇%の段階である。このように考えてまいりますと、労働力の確保というのは、これは言つべくしてなかなか困難な内容を含んでいると言えると思つ。植田参考人はこれまたお立場からいつても、当然林業の将来をお考えになつ

ての御発言の中にも触れていたように、労働力をどう確保していくのかというのは焦眉の急を要する問題であるというこの御指摘は、まさに私もそのとおりだと思ひますけれども、そういう発言にとどまらず、それでは全国森林組合連合会としてはどうやってこの労働力を現実面で確保していくことを具体的にお考えになつてゐるのかをこの際ぜひ御明示いただきたい、こう思うのです。

○植田参考人 ただいまの労働力確保の問題で、いわゆる労働者に対する社会保障の問題が非常に立ちあがめている。これは確かに私どももそう考へて、何とかこれを処置しなければいかぬ。最初に出たのは失業保険の問題でありましたが、失業保険が雇用保険法に変わって、いま御指摘のとおり五〇%しか入ってないということを事実だと思います。しかし、そのほかにも一つ、老齢化された労働者の退職一時金制度という、共済制度と申しますか、そういうものを考えてまいりたいというようなことも考えております。これは中小企業の退職金の制度もございますが、独立して林業だけでもそういうことを考えている向きもありますけれども、中小企業のあの制度の中に入つてやつておる向きもござります。そこら辺の問題を当面は考えておるようなわけであります。これを全国的に林業的に広げてみたいという考えは持っておりますけれども、まだ具体的な方向まで出しております。その点、御説明申し上げます。

○島田(琢)委員 いまのお話では私も多少意見があるのですが、きょうは参考人にお考えをお尋ねするということで、議論の場でございませんから、第三点目のお尋ねをしてまいります。

次に、労働災害であります。先ほどもちよつと触れましたように、林業の部門ではこの労働災害に長い間必ずしもの的確に対応していかなかつたという歴史的経過の中で、これが最近非常に深刻な問題として幾つか出ております。

たとえば、きょうは限定して申し上げますが、振動障害というのは、これは国有林、民有林を問わず、山で働いている人たちにとって非常に脅威

となつて います。民有林は実は国有林ほど現状の把握が的確に行われていないと いう向きがあつて、したがつて現状把握ができて いないのですから、対策も必ずしもこれに的確に対応して いない、つまりおくれている、こういう感じがいたしました。植田参考人の全森連盤下においてのチエーンソーの今日の状態というのはどういうふうになつておるのか。さらにまた、振動障害に対する実態把握、さらには、組織として独自にお取り組みのことがおありだとすれば、この際ひとつ御披露願いたい、こう思ひます。

○植田参考人 大変どうも御説明にならないのですけれども、振動障害の問題につきましては、森林組合系統としては、御指摘のとおり非常に不備な状況に置かれております。むしろこれは、林業全体として考えた林業労働災害防止協会というのがございまして、そちらの方で民有林の振動障害等は、直接いろいろ検診まで含めて調査を進めおります。森林組合系統そのものは、まだわれわれの立場から見まして、きわめて少ない人数であるということが言われておりますけれども、これも検診をはつきりした上ででの数字でございませんから、明確にはお答えできないと思ひます。

ただ、ここで申し上げたいのは、振動障害を受ける、特にチエーンソーの問題ですが、チエーンソーの機械の買いかえというものが、今度の法案、改善資金ですか、あれに載つておるわけでございまして、ぜひこれは実現さしていただきたいものだ。この点だけははつきりわかれわれも重大な関心を持つて考えておるようなわけでございます。

以上でございます。

○島田(琢)委員 いまのお話にも私なりのまた意見があるのですけれども、これは別な機会に譲らしていただきて、最後の問題でお尋ねをいたします。

先ほど植田参考人は、新全總に基づきます森林資源基本計画の問題に触れて、この計画をかなり高く評価をいたしました。しかし、私は現状を考えますときに、この計画が必ずしも手放さず平

価できないという一面を持つてゐるということを常に指摘をしてまつておる一人であります。いみじくも、最近発表になりました林業白書でも、この基本計画に触れて、そのとおり進んでいないという点について厳しい指摘がなされ、告白がなされています。

たとえば、林道の例を一つ挙げてみてもよくわかるのでありますけれども、この基本計画による六十年目標は十七万キロの林道作設を計画いたしております。つまり、一年間に一万一千三百キロつくっていかなくちゃならないのです。ところが、実績はどうかといふと、二〇〇%足らずであります。五十年の実績でも三一・三%しか実は計画に対する実積がないのです。林道の問題一つとってももそうでありますし、また、先ほどお触れになつた国内産の生産の問題につきましては、五十六年で六千七百万立方の生産というものが見込まれているのですけれども、これまた計画どおりいつない。このように考えますと、私は基本計画に不備があるのではないか、こう考えるのです。たまたま国土庁も新全総の見直しというよくなことが言われて、またそれが出されてまいりました。ですから私は、その辺的確に現状を把握するということがないと、これから先の森林政策に対しても私どもは心配を持っているだけに、現場で実務担当努力をされている植田参考人、皆さんの方の率直な意見といふものが政治に反映されてくるということも今日非常に大事だと思うのです。ですから、政府がやつてゐることは何でもよろしいといふ物の考え方ではなくて、悪いことはびしひし指摘をする、こういう姿勢が私は欲しいというような気がいたしますから、この際本当に考えになつてゐることを私はこの実例を見ても、これまで全森連傘下のいわゆる森林に携わつていらっしゃる皆さん方が満足しているとはとうてい思えません。そう考へますと、もつと本音があるのではないかといふ気がするのですよ。この際、林野庁の長官もいるのですから、率直にあなたの方の立場でのお考へを明確にちつこぢつちつと考へてお

はありませんか。どうですか。私の考え方と大分違いますかね。その辺ちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

○植田参考人 ただいま、これは私自身としても非常に興味のある御指摘をいたいたわけあります。

るごとに参考人の御意見を私どもは十分政策に反映するという立場で今後検討を進めていきたいと思ひます。きょうはありがとうございました。

○渕川委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 参考人の皆さん、きょうは本当に御苦労さまでございました。皆さんの切実なる要求は、私たちが政府とも話し合いをしてみますし、

政府も輒撻してみる、要もしてみる、委員会でも論議していく、そして幾らかでもその実現に邁進してみたいと思つております。

きょうは植田参考人に三つばかりお尋ねいたしました。

一つは、価格の安定のことで、調整機構のこと

を話されました。これについてもう少し内容が

おありでしたら明らかに聞いていただきたい、これが一つであります。

二つ目は、間伐について全くそのとおりでござります。この点が二つ目でございます。

いまして、その消費拡大などについて具体的に何

かお考えいただければ、後でまた政府との折衝に

私たちも非常に役立つではないかと思つております。

三つ目は、後継者対策でござりますが、これと

生産の拡大なんかについて、改良普及事業に対して皆さんの御注文、どうお考えになつておられるか、こういったことと、それから後継者対策のた

るものでなければいけない。從来も外材の輸入調整ということで自主規制については業界と林野庁が入っていますが、実際的には業界が主体でしょう。そういうものはございませんけれども、それで実効が上がるということにはつながらない。だから、政府の何か一つの組織として、実効の上がるものを考えてもいい。具体的に申せばどういうものを入れてということまで発展しなければいけませんけれども、そこまではひとつお許しいただきまして、そこら辺をまず考えておる、政府の機関であるということでございます。

それから、間伐の問題ですが、どういうふうに処理したら間伐がうまくいくか。結局、加工、販売の方法まで考えなければならぬ。しかし、いまのところそれは行政官側にもやかましいことを申し上げて、そして加工、販売の方法を何とか早く確立していただくようにという配慮をお願いいたしております。ただし、間伐をするときの一つの事業体としては、これは森林組合が協業でやることも可能であります。現在、造林としても伐採にしても、すでに森林組合が中心になつて、そういうことを協業でどんどん始めております。

○植田参考人 二十二億五千万円とかいう数字になりますから、そういうう組織を使いましてやらせてますけれども、やつておりますから、そういうことは可能であります。

○植田参考人 金銭はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思います。

○植田参考人 金銭が二十億予定されていますが、こんな二十億台では、全国四十県として一県に五千万円ぐらいが一つの基準にならうかと思いますけれども、こ

ういう金では大変少ないので、将来この資

本日は大変貴重な御意見ありがとうございます。簡潔にお尋ねします。

○植田参考人 まず第一点は、今回農業改善資金助成法が提案されておりますけれども、五十一年度枠として資

金枠が二十億予定されていますが、こんな二十億枠で、全國四十県として一県に五千万円ぐら

いが一つの基準にならうかと思いますけれども、こ

ういう金では大変少ないので、将来この資

金枠はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思います。

○瀬野委員 全森連の植田参考人にお尋ねします。本日は大変貴重な御意見ありがとうございます。簡潔にお尋ねします。

○植田参考人 まず第一点は、今回農業改善資金助成法が提案されておりますけれども、五十一年度枠として資

金枠が二十億予定されていますが、こんな二十億枠で、全國四十県として一県に五千万円ぐら

いが一つの基準にならうかと思いますけれども、こ

ういう金では大変少ないので、将来この資

金枠はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思います。

○植田参考人 金銭が二十億予定されていますが、こんな二十億枠で、全國四十県として一県に五千万円ぐら

いが一つの基準にならうかと思いますけれども、こ

ういう金では大変少ないので、将来この資

金枠はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思います。

○植田参考人 金銭が二十億予定されていますが、こんな二十億枠で、全國四十県として一県に五千万円ぐら

いが一つの基準にならうかと思いますけれども、こ

ういう金では大変少ないので、将来この資

金枠はどのくらいを希望しておられるか、お考えがあればまずお答えをいただきたいと思います。

けれども、その点どういふうな考え方であるか、

参考までにお聞かせいただきたい。

○植田参考人 将来の間伐林分の問題でございますけれども、全森連としてはいまのところ、将来これが非常にふえる可能性を見越しまして、労務の作業班の体制をいまから十分整備していくかなればならぬ、こういう行き方で考えておるようなわけであります。作業班ががたがたするようでは

いかに間伐林分が多く出てみたところでだれもやむを得ない。個人がやるといふことにはなかなかならないと私は思つております。特に零細な所右衛門さんが中心になるような森林に対しては、どうしてか森林組合が協業でこの作業をやつていかなければならぬ

ばならない、こう悟りたしております。それではいまも新生十年運動で、こういった運動に対する入り口をつくつて、そうして森林組合の協業体制

をできるだけ早目に確立していこうという運動をして、事態がそこまできましたら全蘇連中心に森林組合として大々的に間伐に取り組みたいと考えております。

○満點得点 次に、この間伐について今回の本連絡の制度になりますと、償還期限が五年になつておられますけれども、端的に伺いますけれども、これは大変短いわけですが、全森連としてはどのくらいをぜひ実現してもらいたい、かようて考えておられるか、お答えいただきたい。

○植田参考人 これは間伐ばかりの問題でないか
もしれませんけれども、間伐は特にいま御指摘の
ように資金の借り入れの年限が長くなるだらうと思
います。六年や七年ではなかなかこれは容易で
ない。少なくとも十年ぐらいは償還期限を置かな
ければいけない。次の間伐期が来るくらいまでは
置いていただければ非常に幸いしやないかといふ
ようなことを考えてはおりますけれども、まだ現
体的な資金の問題も出てまいりませんのですから
ら、そこまでは結論的には具体的に申し上げかね
る点がござりますることをお許し願いたいと思いま
す。

○瀬野委員 最後に端的にお尋ねします。

林業後継者等の養成資金のことで、今回後継者に対する手当がなされることになつておりますが、これは当然のことでありますけれども、現在の林業を推進しているのは中高年齢層であります。ですが、この中高年齢者に対する資金の手当でとくには考えられておりませんけれども、その点はどういうふうに全般運営は要請されるのか、その点

が一点と、もう一つは、中小企業には金利二・七%の資金制度があるわけですけれども、林業では従来三分五厘の資金のみであつた、制度として立ちおくれている、こういうふうに私は言つてゐるわけですから、その点のお考えをこの機会に

お聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

る対策ですが、これはさつき申し上げましたように中小企業の退職金の共済ですか、これに入るところをわりあいに多くの現地の組合では考えておるわけであります。中には独自でやっておるところもある、その独自な資金がどういうふうに流れで

おるかという点を申し上げますならば、しかし、れは余り多い数ではございませんが、県とかあるいは町村とかいうところから資金が流れでるわけであります。本来、中小企業の場合だと事業主がほとんど全部負担しなければならぬ。しかし、いまの森林組合は事業主としてはまだそういう

問題、弱小の場合がござりますから、そこまではいきませんので、それで県とか町村がカバーしてくれているという面があると思います。そつうい

点についての資金の操作というのは、いずれ国の助成か何かを受けなければとうてい切れるものではない、かように考えております。すでに御承知のことだと思いますけれども、労働者の就学対策の際に二億ばかりの国の助成金をいただいわざがございます。そしてその点についてさらに県とかあるいは町村、県森連、森林単位組合、これがみんな一緒になつてあの就労対策の資金を、共済制度の資金を出したことがあります。こち

いつた行き方をやはり将来考えていかなければ、

とてもじゃないがいまの森林組合の現状から見るにとむずかしい。呼び水が来て安定された森林組合の運営ができるようになりますれば別ですけれども、そうでない限りにおいてはいまのようなことを考えておるようなわけでござります。

○瀬野委員 どうもありがとうございました。

○渕谷委員長 それでは参考人の皆さん、議事の都

合上しばらくお休みをいただきたいと思います。

正する法律案及び漁船船主責任保険臨時措置法案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたたきます。安倍農林大臣

林業改善資金助成法案
漁業再建整備特別措置法案
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

○安倍国務大臣　林業改善資金助成法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申中
漁船船主責任保険臨時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

わが国林業は、国民生活にとって不可欠な木等の林産物の供給と、森林の持つ国土の保全、土し上げます。

資源の涵養等の公益的機能の維持増進とともに、また、山村地域住民に就業の場を提供するなどにより、地域の振興に寄与するとともに、民経済の発展と国民生活の向上に大きく貢献してきたところであります。

このようない森林・林業の果たす役割に対する国民的要請は、今後とも一層増大するものと考えられます。が、わが国の森林・林業の現況を見ますと、戦後の拡大造林の積極的な推進により造成

れた広大な森林が逐次間伐期を迎えてあるに至

かかわらず、必要な間伐が適切に実施され得おらず、このため、森林の資源内容の脆弱化をもたらすおそれがあること、林業機械の使用に伴う労働安全衛生の問題が深刻化してきてること、山林において若年層の林業従事者の確保が困難となってきたこと等厳しい情勢にあり、これらが森林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業生産

従事者の福祉の向上を図る上で、大きな制約条件となりつつあります。

政府におきましては、さきに述べました森林林業に対する国民的要請にこたえるため、これまでは、造林、林道等生産基盤の整備、林業構造改革等

事業の推進、林産物の流通、加工の合理化、労働力対策等の各般の施策を推進してきたところであります。が、以上のようないくつかの問題が、最近における林業

當の状況等にかんがみ、これらの施策に加えて、林業従事者等が自主的に行う林野の林業的利用の高度化と林業技術の向上を図るための林業生産方式の導入及び林業労働に係る安全衛生施設の導入の促進並びに林業後継者等による近代的な林業

の経営方法または技術の実地習得を積極的に助けるための新たな施策を講ずることが緊要と考
るのであります。このため、これらに必要な中
短期の無利子の資金の貸し付けを行う都道府県
対し、政府が必要な助成を行つ制度を創設する
ととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

を林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設費及び林業後継者等養成資金に分けて、それぞの内容を定めますとともに、都道府県が林業従事者等に対するこれらの資金の貸し付けの事業を行うときは、政府は、当該都道府県に対し、予算範囲内においてその事業に必要な資金につき、原則としてその三分の一を助成することいたしました。

けにつきまして、その利率を無利子とするとともに、一林業従事者等ごとの限度及び償還期間等について定めております。

第三に、都道府県がこの貸し付けの事業を行つ

場合には、当該事業の経理は、特別会計を設けて行わなければならないこととするとともに、その事務の一部を森林組合連合会等に委託することができます。
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国漁業につきましては、燃油その他漁業用資材価格の高騰等により支出が著しく増大する反面、魚価の相対的な低迷等のため収入が伸び悩んでいることにより漁業経営は総じて不振に陥っており、加えて、漁業をめぐる国際環境は一段と厳しさを増すなど、きわめて困難な事態に直面いたしております。

このような状況に対処し、経営が困難となつてゐる中小漁業者についてその経営の再建を図るために緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金の融通の円滑化を図るほか、特定の業種に係る中小漁業について構造改善を促進するとともに、漁船の隻数の縮減を必要とする業種についてその円滑な推進のための措置を講ずること等により、漁業の再建整備を図ることとし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業経営再建のための措置についてであります。すなわち、経営が困難となつてゐる中小漁業者でその経営の再建を図らうとするものは、漁業経営再建計画を作成し、その固定化債務の整理等のために緊急に必要な低利資金の融資を受けた場合においては、政府は、都道府県または漁業者団体が行う当該資金に係る利子補給に必要な経費について補助することといたしております。

四

す。構造改善を図ることにより経営の近代化を促進することが緊急に必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業者団体は、国の定める基本方針に即して構造改善計画を作成し、これに従つて構造改善事業を実施する中小漁業者等は、必要な低利資金の融通を受けることができるとともに、税制上の特例措置を受けることができる」といたしております。

漁業者団体は、漁船の隻数の縮減等についての整備計画を作成し、これに従って整備事業を実施する漁業者等は、必要な資金の融通を受けることがあります。第四二、漁船の隻数の縮減に伴い、雑穀を余義的な環境の変化、水産資源の状況等に照らし漁船の隻数の縮減を行うことが必要なものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業者団体は、漁船の隻数の縮減等についての整備計画を作成し、これに従って整備事業を実施する漁業者等は、必要な資金の融通を受けることがあります。

くされた漁業離職者に対し、就職のあつせん等に努めるとともに、職業転換給付金の支給等の措置を講ずることいたしております。
このほか、報告の徴収等につき所要の規定を記けております。

以上が二の法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

次に 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容

を御説明申し上げます。

制定された口小金業者貸付制度による融資業者等に対する融資の円滑化を図る制度として運営されてまいりましたが、四十九年度末における

漁業信用基金協会の債務保証残高の合計額はおよそ五千五百億円に上っており、中小漁業の振興大きな役割を果たしてきているところであります。本制度につきましては、制度創設以来、逐次善を図ってきたところであります。が、最近にお

る漁業事情等に対応して、中小漁業者等の資金の融通を一層円滑にするため、所要の改善措置を講ずて制度の運営に遺憾なきを期することとし、本法律案を提案した次第であります。

のでん補を図ることにより 準業経営の安定に多大の寄与をしてまいつたことは御承知のとおりであります。

遠化等に伴つて、油の流出、他船との衝突その他
の偶発的な事故が発生する危険性は高まつてお
り、漁船の船主等が、水面清掃費用等の不測の費
用を負担し、または漁船乗組員等の人的損害や第
三者の物的損害に関し賠償することによる損害
は、漁業経営に重大な影響を及ぼすようになつて
きておりまして、漁船の船主等のこれらの費用及
び責任等を適切に保険する制度の創設が強く要請

されるに至つております。

和四十八年度以来漁船主責任保険の制度化に必要な各種調査を実施してまいりたところであります。が、漁船主責任につきましては、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されていない状況にありますので、漁船主責任保険の本格的な制度化を図るために準備として、ま

す試験的に保険事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行い、その成果に基づいて適切な保険制度の確立を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

第一二、漁船保険組合は、農林大臣の認可を経て、この法律の施行の三月を日付に、説明申し上げます。

第一に漁船保険は、漁船の運航
にて、漁船船主責任保険及び漁船乗組船主保険の
事業を行つことができることとし、これに必要を

手続を規定いたしております。

保険の内容につきまして、被保険者、保険契約者
保険期間、純保険料率及び漁船保険組合の責任

につき所要の規定を設けることいたしております。
す。

とかできる」ととし、これに必要な手続を規定いたしております。

このほか、漁船船主責任保険事業及び漁船乗組船主保険事業並びにこれらの再保険事業の適正かつ円滑な運営を期すため必要な国との援助規定その他規定を設けることといたします。
なお、この法律は、昭和五十一年十月一日から施行し、この法律が試験実施のための臨時措置法であることにかんがみ、その施行日から五年以内に別に法律で定める日に失効することといたしております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

この際、午後一時より再開することとし、暫時
休憩いたします。

午後一時三分開議

○渕委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進
休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人に対する質疑を続行いたします。今井勇

○今井委員 午前中、水産団体のお三人から御意見の御聞取東洋がございました。

の御開陳がございました
まず最初に、当委員会に御出席賜りまして貴重な御意見をお述べいただきましたことにつきまし

て、お礼を申し上げたいと思います。
時間も限られているようでござりますので、問題をしまりまして、二、三の同いを二二二、二

思います。時間の都合上、私があらかじめ質問を申し上げたいことを申し上げますので、それについて御答弁をいただければ幸いだと思います。まず最初の問題につきましては、森澤さんと及

川さんにひとつ申し上げたいと思います。二つござります。

第一点は、先ほどからの御問陳で浮き彫りにされましたもので、今後の日本の水産資源の確保といふものについて非常に問題があることがよくわかります。したがいまして、もうろろの方法があろうと思いますが、私は新しい漁場の発掘といいましょうか、同時に新しい、利用されていなかつた魚族、魚種の活用といいましょうか、そういう問題について具体的にお二人ともどのような御検討がなされ、どのように対処されておるのかということをまず承りたいと思います。

第二点は、現在たくさんとれております魚の中でも大衆魚と言われますものにつきましては必ずしも十分利用されていない。たとえばイワシなどかサバのようなものは、大半が他の魚のえさになつてみたり、あるいは肥料になつてみたりするわけであります。われわれが食べることを余儀なくされておりますいわゆる高級魚と言われるものに比較しましても、決して栄養価等々について落ちるものではないと思うのであります。何きましまくされたら、そのことを国民が好まなくなつたといいましょうか、そういう嗜好の問題等々もありまして、どうもむだに捨てられるでいるということを聞きます。まことに残念なことであります。貴重な資源であればあるほどこれを国民に納得をして食べてもらうという努力をやはり水産団体もなさるべきであろう。これはばかにならない数字だと思います。とともに、現在のたとえばスケウダラ等につきましても、すり身にいたしますものの利用率を聞いてみると、二十数%という話を聞きます。大半を捨てておるわけであります。これなんかも知恵の使い様によつてはもつと利用率を高めることができる。一割高めれば、一割増産といふことになるわけであります。そういつたじみな問題ではありますけれども、解決すればできないことはない、焦眉の急の問題であろうと思ひます。それについていかなる御検討がなされているかと

それから第三番目は、先ほどから、沖合いあるいは遠洋漁業についての深刻さの問題についてはいろいろございましたが、もう一つ、沿岸漁業の振興の問題を私はどうしても考えなければならぬと思います。特に日本の国は四周海でありますから、最近沿岸漁業が公害の問題等あるいはまたその他労働力不足といいましょうか、そういう面等もありまして、政府もかけ声をして一生懸命やろうとしておりますけれども、なかなか十分に伸びてない認識いたしております。そのためわれわれはこの間の国会で法案をつくりまして、沿岸漁場の整備等についても大いにやろうじゃないか、こういう意気込みを示したのであります。水産業界としてこの問題に具体的にどう取り組もうとされているのか、それぞれのお立場から以上三つの問題について御意見を伺うことができれば幸いだと思います。

をお出しいただきまして、この法律によつて認可法人として海洋水産資源開発センターといつうセンターをスタートさせたわけでござります。運用の経費は主として政府にお出しただいておりますが、これは基本的には官民合同の機関でございまして、私たちはこのセンターを中心いて、業界の持つている船、さらに進んだ技術、こういうもので漁場の開発を進めてまいりましたし、今後もまた進めなければならぬ、そういうふうに考えております。

具体的に申し上げますれば、例のミッドウェー近海においてますクサカリツボタイというふうな新しい魚、これもこのセンターの一つの事業として開発されました。それから、現在ニュージーランドの総理がお見えでござりますけれども、ニュージーランド近海のスルメイカの漁場、これもこのセンターの活動によりまして開発され、百五十隻になんなんとする日本の中小漁船が、時期的にではございますけれども操業しておりますが、今後こういう残された資源の開発を、私たちは業界自体でもやらなければなりませんが、主としてセンターを中心に進めていくということをございまして、いま私たちが問題にしておりますのは、特に領土権のございません南極大陸の周辺における鯨の資源が御案内のとおりになりましたので、むしろ鯨以外の資源、一番問題になるのは鯨のえさになるオキアミでござりますが、こういうものをいかにして漁労し、いかにして処理、加工して食用とあることは鉤用とするか、こういう研究に取り組んでおります。私の所属します大日本水産会におきましても南北洋懇談会といつうのをつくりまして、いろいろ学者の意見も聞きながら、今後南北洋の未利用資源、主としてオキアミでございますが、こういうものを開発していくためのいろいろな問題点をいま詰めおりますし、また科学技術厅にお願いをいたしまして、鮮度が落ちること非常に速いオキアミの処理、加工技術の開発、研究調整費による研究費の御援助をお願いしたいというような動きも現在やつております。いま申

し上げたのは一例でございますが、こういう形で新しい資源を開発する余地はまだある、こういうようには私は考えております。

ただ、この新しい資源の開発は、いま深い海の方にまで及ぼして、深海丸という船を業界がつくり、センターにチャーターをお願いしてニュージーランドの近海でも進めておりますけれども、深い海であろうと遠い海であろうと恐らくどこかの国の二百海里の中に入ると思います。したがって、政府にお願いをいたしまして、民間ももちろんやらなければなりませんが、国際的な合意を得た上で、この海洋センターが活動を開始するということになると思います。

さらに第三点、これは及川参考人からお答えがあると思いますけれども、日本列島周辺の漁場のきわめてミクロな、微細な開発調査というのももまだ大いにやる余地があるであろう。これなども業界の仕事であり、さらに今後のセンターの一つの中核的な仕事になるべきである、こういうふうに考えております。

第二点のいわゆる大衆魚の利用でござりますが、今井先生御指摘のとおりでございます。現在二百五十万トンから二百七十万トンぐらいが非食用向けとして当てられております。われわれは一千万トンとて世界第一位でござりますといつよいに一応胸を張つておりますけれども、内容を見ますと、国民に食糧として提供しておるのは七百五十万トン前後である。しかも、お魚の可食率と、いのちは五五%でございますが、一千万トンとつておりますても五百五十万トンしか食糧にならない。いわんや、二百七十万トン非食用の部分があるということは、今後食糧を安定的に供給していくといふ命題のもとにおいては非常に重要なことになるわけでござります。私たちは、イワシでござりますとかサバでござりますとかあるいはサンマでござりますとか、従来魚釣りのえさあるいは養魚のえさ、肥料、そういうものにしかならないものを、どうして国民の食卓に送り届けるかという工夫を当然しなければならないわけで

ございますが、消費者の方に責任を転嫁するわけにはもちろんまいりませんので、私たちは第一に、そういう回遊性の大衆魚、これは年によつて非常に漁獲に豊凶がございますけれども、ある程度とり過ぎないよう生産調整をまずやるという責任が生産者の段階においてあるであらう。

それから第二点は、とれました物を流通しやすく、しかも消費者の嗜好に合つよう形に加工処理いたしまして、新しい商品として開発いたしませんと、いまの生のままでイワシをお上がりなさいあるいはサバをお上がりなさいと言つだけでは問題は解決しません、そういうふうに考えております。現在大手及び全漁連等を中心にお魚普及協会という組織をつくりまして、昔ありました魚食普及宣伝とは違つた角度の魚食普及宣伝をやつております。さらに魚種別団体では、きょうお見えの増田さんの団体でも、いろいろカツオ・マグロの魚食普及運動を從来からやつておられますし、さらにはサバなどの組合におきましては、サバの魚食普及と同時に、サバのすり身を開発をする。いわゆる白身のスケトウダラのような魚を原料とするすり身が、将来国際規制で非常に先行き不安でござります。したがつて、赤身の魚を処理、加工する、その一つの方法としてすり身にしてかまばこの原料にするといふようなことをいろいろ研究をしておりますが、いずれにしましても、そういう従来食用としなかつた漁獲物をうまく処理、加工して、流通業者が喜んで消費者の食卓に提供できるという方法を、われわれ生産地においても流通段階においても考える必要があるだらうと思ひます。

意を尽くしませんけれども、沿岸漁業の問題は及川参考人にお願いをすることにいたしまして、一応私の答弁を終わります。

○及川参考人 最初のお尋ねの漁場開発という問題でござりますけれども、われわれはこの問題につきましても、仮に日本の國が海洋法の動向によつて二百海里という専管水域を設けられるとしても、三千万ヘクタールの日本の自由になる海

が出てると言われております。その中で、現在沿岸の
どれだけのものが沿岸漁業として利用されている
か。せいぜい百三万ヘクタールではないかと思う
のです。少なくともこの三分の一程度の一千万ヘ
クタールを、本当に国家資本を投じて漁場造成を
していきますならば、かなりの外国で失われたも
のが確保される。われわれは手前みそでございま
すけれども、先般沿岸漁場整備開発法というもの、
ができました。ことしから予算が実行されますけ
れども、実はグリーンバックと称しまして、私の
ところで七年か八年前からあの骨子を持つておつ
たわけです。ところがその当時食糧問題というよ
うなことは問題にならないで、沿岸がだめになつ
たら外国から輸入したらいいじゃないかといふよ
うなことで、世論もそろですし、一般の認識もそ
うでございますが、とうとう日の目を見ないで
おつたわけでございます。最近になりまして、や
れ食糧問題とかいう背景がありまして、実は沿岸
漁場整備開発法というものが通つたと私は思つ
ております。したがつて、その手法をもつてする
ならば、日本近海はこれだけの世界の大漁場でござ
りますので、積極的に漁場造成をしていくなら
ば、私は必ずしも非観するに当たらぬという考え
方を持っております。

それから大衆魚については、先ほども冒頭陳述
で、私はイワシさんがああいうことになつておる
ということに問題は尽きるのだと申しましたけれ
ども、私いろいろと財界のえらい方ともときど
きお会いする機会があります。そうすると、私た
ちぐらいの年輩の経団連あたりのえらい方々が、
及川君おれはイワシが好きなんだ、だけれども一
向魚屋にイワシが売つていないじやないか、聞け
ばイワシは鉢子で捨てられてるということだが
何たることかとかいうことを考えると、この原因は
非常に深いのでございます。今日の若い人々の嗜
好というものが非常に変わつておる。それからま

た家庭生活の内容も変わつてゐる。たとえば、家の中ではイワシを焼いたアパートが臭くなつてどうもならぬとか、各種の生活要件とかが入つておるので、そこまでさかのぼつて考へないとなかなかむずかしいのだ。したがつて、当面は私たち何としてもこのサバなりイワシなりといふものを、いまの国民の嗜好に合つたような形に姿を変えるということでなければ、幾ら観念論をしてもなかなかいかぬだらう。そこで役所に対し、先ほども出ましたけれども、かつてスケソウも非常に安くつたものです。ところがあれがすり身という場を見つけまして、あれだけになつてきたわけでございます。現在サバなんかでも何とかしてかまばこ原料等にならぬかと思ひますけれども、なかなか固まりが悪いとか、いろいろ問題がござります。イワシであれば、そのほかにおいがいかぬとか、そういう問題は、科学的にこれから開発をすることは、恐らくこれは国の方でやつてもらわなければいけないだらう。したがつて、いまの段階においてはなかなか大衆魚といふものが振り向かれない。おっしゃるとおり、観念的には恐らく二割ぐらいしか普通の食事に上がらぬのじやないかと思つております。イワシのこととはもつとひどいでしょう。だけれども、それは嘗ておつてもしようがないんで、今日の日本人の食様式といふものにかなつたよなものを開発する以外になかなか方法はないんじやなからうかと思います。

れに對する勉強が非常におくれておりまして、科學技術的な手法、一体どういうふうにすれば的確に効果が上がるかというような問題について科學的な手法というのが非常におくれておる。こういうことが一つの問題点でござりますので、こういう点についての科学技術的な研究とというようなものをお政府としても特段に力を入れていただきなかなければならぬと思います。したがつて、現在の技術段階からしますとあの程度のものであろうかといふうにも私は思つております。たゞ、最近になりまして弘前感生社にて二回は、

たことにつきましては、そのことだけではなくて海流の関係もございましょうけれども、しかしこれはわれわれに非常に大きな示唆を与えておる。こういうことで増殖という問題についてきわめて大きな力を注ぐべきであろうと考えております。
もう一つ……（今井委員「大変ありがたいので
すが、後の質問も残っているようですので……」
と呼ぶ）はい。特に一言だけ申し上げたいのは、最近不況というようなことに名をかりまして公害に対する考え方方が非常に甘くなってきておりま
す。このことだけは、私は特に沿岸漁業者として
言わなければなりません。

大変ありがとうございました御意見をいま承りますが、私は最後にいまの御意見を承つて三つばかり御要望しておきたいと思いますが、第一点は、

森澤さんの方でも海洋法会議に対して国際的にも広告をなさいましていろいろPRをされている。

大変努力をされていいのですから、その一部分でもお使いなすって、国内的にも未利用資源、たとえばいまのイワシをもつと食べましょうとか、サ

バをもつと食べましょうというような広告は見たことがないのですが、そういう努力を、ひとつじ

みちですけれどもしていただきたい。
それから及川さんにも申し上げたいのですが、

ひとつ本当に国民がこうすればおいしく食べられるという料理の方法だと加工の方法なんという

ことはどのくらいあなた方がお金を使つておられたのか。とるだけが能じやない、食べさせなければどうかと思つうので、そういう意味の努力をしま

それからさらに、あなたがおつしやるとおり、
にしていただきたい。

やはり増殖をしていくて、利子だけをわれわれが食べてしていく、元金には余り食い込まないでいくと

いうのが本當だと思うわけです。海をよく知つておられるのはあなたの方の漁民だと思うわけです。海をどうすればよくなるのか、どこにどうすれば魚がふえるかというのを一等よく知つておられるのはあなたの方であるわけですから、あなたの意見を集約されまして、政府を突き上げて、法律の

施行を促進させるという意味の最大限の努力をさ
らにお願いをいたしておきたいと思います。
たゞさもありますが、きょうは時間もございま

最後に鰐鮪の増田さんにお尋ねをしたいのです
が、おもいきり時間がございまして、お忙な中で
せんので、残念ながら問題をしぼって申し上げた
わけでございます。

が、あなたは例の魚価安定のことをちょっとおつしやいましたが、その魚価安定のための調整保管

事業というものは具体的にどのように計画をしておられるのか。それからこの事業を私どうも考えます

すと、収支で赤字が出る可能性が多分にあると思
うのですが、そういう場合は一体どのように対処さ

れようとしておるのか、その一点についてお考えを承りたい。それで私の質問を終りたいと思います。

◆岸田泰義人 たまいま今井先生から御質問のお
りました魚価安定のための調整保管事業を具体的
にどのように進めているのか、そしはつ第二点に

いたしましては、赤字が出た場合の対応をどうするかという御質問でござります。

第一点についての魚価安定のための調整保管事業は、現在カツオ・マグロ漁業の漁業生産コスト

を基準にいたしまして、それの見合いの価格を一応算定いたしております。それから同時に、現実

にはカツオ・マグロ需給の関係からきた実勢の価格がございますので、そういうた問題も同時に勘

案いたしまして、その最低買い取り価格というものを設定いたしたいと思います。漁船が非常に集

場合のためには国内の需要が非常に低下した場合あるいは国内の需要が非常に低下した場合に生産地の魚価がその最低買取価格を割つて場合に私どもの事業主本部、それを全部

相手書いた場合に利とその裏書き三件をそれを全部買い上げる、こういう体制をとつて進んでいきた
いと思っております。ただ、問題は現実の魚面の

実勢価格と、私どもがいま申します漁業生産費を基礎にした理想の価格というものには、相当価格

の上にギヤップがござります。したがつて、最初から理想の価格までにはなかなか行き得ない。若

千の時間あるいは年月をかけながら理想の価格に到達せざるを得ないのでないか、かよつに考え

ております。

一四

領海十二海里の点は、まだちつとも日本政府の方でもこれを宣言をされるような段階にないわけですが、業界としては三百海里に賛成なのか、十二海里も賛成なのかどうか、その点、全漁連の及

○及川参考人 領海十二海里につきましては、われわれは堅固一日も早くやるべきであるという考え方を持っております。二百海里の問題につきましては、いろいろな日本の全体の立場を考えますと、単に沿岸漁民層の立場からのみでは考えられぬことで、少なくとも領海十二海里につきましては、一日も早くやつてほしいというふうに考えております。

井上（泉委員） 水産会の森澤さんにお尋ねするわけですが、いまでソの漁業交渉でも、ソ連側の態度が非常に強硬で、日本の北洋漁業はお元真つ暗というような状態の中にあるわけで、そういう中で、ソ連が農業面における食糧不足を補うために水産面に進出をして、日本の近海におけるソ連漁船の操業というものが大変な問題になつておるわけですが、この点と関連をして、こういふ状態についての水産会としての意見、そういうようなものをお聞かせ願いたいと思います。

○森澤参考人 井上先生からソ連の操業のお話がありはしないか。その点についてのソ連側の意向とか、あるいはソ連の日本近海における操業の状態についての水産会としての意見、そういうふたつのものをお聞かせ願いたいと思います。

○森澤参考人 井上先生からソ連の操業のお話が出ましたけれども、基本的には午前中私も申し上げましたように、ソ連も遠洋漁業国でございまし、日本も遠洋漁業国であります。したがつて、海洋法會議等ではある程度共同作戦が張れるといふことですなことも実はわれわれ考えておったわけですが、現実には日ソ交渉をやつてみますと、御指摘のようななかなか厳しい状況でござります。私は、ソ連が日本の近海において数年前から盛んに大型の漁船を稼働しております理由はいろいろあると思います。

も、ソ連の農業の不作、穀物生産の不振ということに関連して、国民食糧を確保するという立場で、いま井上先生がおっしゃったような、農業で達成できないノルマを漁業で達成していくという考え方方が強くあるだろうと思ひます。ことしから始まるソ連の第十次の水産の振興五カ年計画におきましても、五年先においては三割ぐらいの生産アップというものを見込みまして、日本に追いつけ追い越せという政策を掲げておるよう思つております。したがいまして、そういう背景のもとに、特に極東水域における比重は非常に高つござりますから、日本近海の操業というものが非常に活動的になつてきていて、

として、非常に厳しいと思ひますけれども、急遽なシヨックを北洋漁業に与えない交渉というものをお願ひするのと、もし大きなシヨックが参考となりました場合には、ひとつ大幅な政府の立法あるいは財政上の対応策を講じていただきたいということに尽きると思ひます。

○井上(衆委員) 最後に、カツオ・マグロの増田さんにもう一点お尋ねしたいのですけれども、カツオ・マグロの業界の実情として減船をせざるを得ないということは理解をされるわけですが、しかし、その減船をそれ側の、つまり今まで漁業をやつておった方がこれで漁業を放棄するとか、いうようなことは、当事者にとつても非常にさ

とも補償資金というものをひとつ供給していくべきだ
い、こう考えます。それでもなおかつ足らないとい
う場合が現実には多いわけでございますが、禁
いこの問題は系統の組織の方にどうしてもしわざ
来る。それで、私どもは最後に系統組織に来るる
わについては今後どう対応するかということをこ
まいろいろ検討しているわけでございます。
それからなお、乗組員につきましては、政府
方の今度の予算措置でも所要の措置を講じられて
おります。それからまた業界自身もそれについ
ての適切な対応をして、乗組員の雇用先あるいは
の減船によって雇用先を失うということのない
うないいろいろの協力、便宜供与をいたしたい、

それから第二点は、これは私の想像にすぎませんけれども、いずれ将来日本も二三百海里というなれば張りを張る時期が来るであろう、そういう場合にその中ににおける実績を確保しておきたいという考え方もソ連にはあるかもしません。

しかし、今度の日ソ漁業委員会でソ連のニコノロフ代表は、われわれの漁船が日本の近海においてとつておるよりも、もつともつとたくさんのものを日本の漁船はソ連の近海においてとつておるのではないかということを言つておるようでございますが、いずれにしましても、先ほど及川参考人がおつしやいましたように、十二海里といふものの設定は早急に急いでいただきまして、その外側における日本近海のソ連漁船の操業につきましては、沿岸漁業との摩擦を極力防ぐ対策といふものを十分考慮していくだけ必要があると思いまます。

損害賠償につきましては、すでに委員会も発足をいたしましたけれども、これとともにスタートしてみればなかなか難航する問題が多いのではないのかと思いますので、あとは資源保全なり紛争、摩擦防止ということでソ連側とよく話し合って、秩序のある操業を要求するということであろうと田嶋いますし、さらに日本漁船のソ連近海における操業につきましては、何回も申し上げますように、正当な科学的な資源評価の上に立って、日本政府

まあ大体カツオ・マグロは中小の漁業者が多いために、それらの漁業者に対する対策といふことですから、そういうものに対する対策といふよなものは、単に減船をした者に借金の肩が切り離されるとかあるいはその補償をするとかいうことだけでは、減船をされた側の者もなかなか問題の解決にはならぬと思うのですけれども、その点について何か連合会としてお考えがあり、そしてまた政府の水産行政の面でやつてもらいたいとお考になつておられる点があれば、この際お聞かせ願つておきたいと思います。

○増田参考人 私どもの現在進めておりますカオ・マグロの減船計画が進展いたしまして、現に整理者が出了場合に直接問題になりますのは船主本体と乗組員の両面でござります。船主にきましては、従来、船の建造なりあるいは航海費用等の運転資金につきましては、最寄りの周辺漁業者にお互いに保証人というものが立つております。あるいはまた大部分は系統組織から軽賃船を受けておりますから、系統組織からの借り入れ、こういう形になつてゐるわけでありますので、応第一義的には保証人がその損失について協力をしていく、補償をしていく、こういう体制をとるといふことを思ひます。

それから同時に、業界全体が政府のあっせんによる低利、長期の資金を借りて、船主について

○井上(晃)委員 どうもありがとうございました。
○濱委員長 次に、角屋堅次郎君。
○角屋委員 本日は参考人の皆さん御苦労さまでございました。
本産ならば水産三法の法律に関連をして参考に三团体の代表以外の方も含めてお呼びするのを考えておりましたが、御承知のよくな国会情勢もございまして、こういう形に相なつたことは了承いただきたいと思います。
すでに午前中法律案も大臣から提案されまして、若干そういうことにも関連をして簡潔な意見を承っておきたいと思います。
今度水産三法が提案をされておるわけですが、そのうちの一つである漁業再建整備特別措置法計画と、それぞれの業態に応じて三つの手法で計画の再建整備を図ろうという考え方でございす。ところが、国連海洋法会議の今後の行方をつまでもなく、現実にアメリカその他の新しさ法の制定、あるいは日ソ漁業交渉を通じてのソ連の態度、あるいは五月以降に開く日米の業交渉というふうなものを予測してまいりますが、この法律のみをもつてしては対応できないと、この法律のみをもつてしては対応できないと、これは今から明らかでござります。こ

立候御人とての船よかいかしらんとての勞しかり立候御人とての船よかいかしらんとての船よかいかしらん

いずれ法律案の審議の中で政府自身にもその見解をいただきなければなりませんが、現に大日本水産会の森澤専務自身が、これから的情勢に即応して、立法的措置あるいは財政的措置という意味の中に立派な法律案が出ておりました。それで、出されている水産三法以外に新たな立法的措置もやはり必要であるという考え方も含めてお述べになつておるものと判断をいたします。

現実に、たとえばニシンの問題、カニの問題、さしあたって出てきておる問題に対応しても、この法律をもつて直ちに対応できるかということになれば、これは予算措置その他新しい別途の手法も考えていかなければならぬ、こういう問題を控えておると思うのですが、これから的是非いつた情勢に対応して、水産三法のみならず、今後減船の問題あるいは離職者対策等の問題、石炭では石炭から離職する人々に特別立法をもつてこれら職業転換等についても対応したという絆がござりますし、漁業の場合には、できるだけ魚で生きてきた者は魚で活用するということを考える立場から、われわれとしては沿岸、近海におけるこれらの漁業振興というふうなものを新しい組織等も考えて、そういうところにも積極的に入っていくという構想等も持つておるわけでありますが、まず森澤参考人及び川参考人に、現実にござるお水産三法、これで今後の厳しい情勢に対応できるのか、対応できないとすれば、今後の事態を予想して、端的にどういう見解を持つておられるのか、こういう点についてます簡潔に御両人から承りたいと思います。

○森澤参考人 お答えをいたします。
いま提案をされております水産三法は、先ほどお話ししておりますように、主として厳しい金融制度のための基金協会の保証の拡大、さらに保険制度の充実としてのP-I保険、いずれも相互に発想をされておるもので、漁業再建整備特別措置法がその中心でございますが、これに伴ういろんな金融のための基金協会の保証の拡大、さらに保険制度の充実としてのP-I保険、いずれも相互に関連がございます。及川さんは先ほどカンフル注射だといふことを言わされました、まさしくオイ

ルショックに対する経営対策のカンフル注射で、これはぜひ大急ぎにやらなければ、たくさん負債を抱えております特に中小漁業については倒産が続発する恐れがあるという認識を私たち持っております。

ただ、いま角屋先生がお尋ねの、今後の国際交渉いかんによつて起つてまいりますいわゆる外圧による業界の体制整備、これにつきましては、私は、この特別措置法の範囲内では恐らく律し切れない問題が出てくるであろうし、また業界の能

力を超える問題も当然出てくるであろう。大変不幸なことでございますが、そういうことを決して期待するわけではございませんが、起つてくるであろう。したがいまして、この再建整備特別措置法は經營対策として早急にひとつ御審議をいただきたいと思うわけでございます。

あわせて、もう近く落ちてくるかもしれません日ソ交渉の結果等を見ても、たとえばニシンなどについて大副な減船が迫られるということになりますと、午前中私が申し上げましたような特別な立法なりあるいは予算措置なりということを講じていただかなければ、恐らく労働者の問題を含めて解決することはできない。しかし、現段階においてはまだかなけれども、政府が法案を出す場合には、その将来來来たるべきショックを大幅に予想して予算措置なり法律を提案するというわけにはまいりませんので、これはやむを得ないものだと思います。

○角屋委員 増田参考人にお聞きします。
こういうように考えております。それから沿岸振興の問題につきましては、先ほどの御意見に迅速に業界も対応いたしますけれども、政府なり国会の御協力、御援助をお願いしたい

洋法、ポスト海洋法と、皆世界の大勢が決まつたなどというようなことを言っておりますけれども、具体的にどうなんだ。恐らくそのときになつては遅いじゃないか。いまからその体制を築かなければ、それほど世界の大勢が決まつたとおしゃるならば、いまから政策を準備しなければならないじゃないか。その点が何やら、まだ決まらぬまだ決まらぬ、海洋法が決まらぬから決まらぬからなど、非常に焦燥を感じます。

○角屋委員 増田参考人 私どもカツオ・マグロ漁業は、いま減船の問題につきまして全国の機関をもつていろいろと具体的に検討を進めておりますが、先生御指摘のように、現在の予算的な裏打ちは農林金融公庫の長期低利の融資、具体的にはとも補償の資金をもつて充当する。言つならば、残存する漁業者がその金を借りてやめる人につき込むということです。

○増田参考人 私どもカツオ・マグロ漁業は、いま減船の問題につきまして全国の機関をもつていろいろと具体的に検討を進めておりますが、先生御指摘のように、現在の予算的な裏打ちは農林金融公庫の長期低利の融資、具体的にはとも補償の資金をもつて充当する。言つならば、残存する漁業者がその金を借りてやめる人につき込むこと

たがつて、沖合いの養殖、これは内村水産庁長官が非常に熱意を持って取り組もうとしておられますが、沖合いの養殖を含めまして沿岸の生産量のアップ、それから先ほど来御質問にお答えしましたと水産資源の利用をもつと濃密に利用率を上げることで、ミニマム一千万トンの供給というものは決して不可能でないというように私は考えております。

○及川参考人 角屋先生のお尋ねのとおり、この三法の関係は、冒頭に申しましたとおり、いずれカンフルでございます。ましてやポスト海洋法の体制などといふものは、こういうことぐらいで救われるならば、何も漁業危機でも何でもないのでございまして、これは全く海洋法後に備える体制が、立法その他なされなければならない。

ただ私、一言だけ申し上げたいのは、ポスト海

洋法、ポスト海洋法と、皆世界の大勢が決まつたなどというようなことを言っておりますけれども、具体的にどうなんだ。恐らくそのときになつては遅いじゃないか。いまからその体制を築かなければ、それほど世界の大勢が決まつたとおしゃるならば、いまから政策を準備しなければならないじゃないか。その点が何やら、まだ決まらぬまだ決まらぬ、海洋法が決まらぬから決まらぬからなど、非常に焦燥を感じます。

○角屋委員 増田参考人 私どもカツオ・マグロ漁業は、いま減船の問題につきまして全国の機関をもつていろいろと具体的に検討を進めておりますが、先生御指摘のように、現在の予算的な裏打ちは農林金融公庫の長期低利の融資、具体的にはとも補償の資金をもつて充当する。言つならば、残存する漁業者がその金を借りてやめる人につき込むこと

岸の漁業団体、漁業者の今日置かれている非常に厳しい条件下からすると、このこと自身も遠洋カツオ・マグロの業種について自主減船ということをやることはほとんど至難ではないか。そういう意味からいきますと、この問題については融資セツトであつて、必ずしも政府の考え方としては、これに対する積極的な財政援助というものは立法権限の中では薄いのじやないか。私は、むしろこの整備計画というような困難な問題は、第一号としての遠洋カツオ・マグロのみならず、今後想定される業種についても積極的な政府の財政援助というものをそれぞの漁業の実態に即応して、並行していかなければいけない問題であると、うふうに考えるわけであります。これらの問題について増田参考人から御意見を承りたいと思ひます。

○増田参考人 私どもカツオ・マグロ漁業は、いま減船の問題につきまして全国の機関をもつていろいろと具体的に検討を進めておりますが、先生御指摘のように、現在の予算的な裏打ちは農林金融公庫の長期低利の融資、具体的にはとも補償の資金をもつて充当する。言つならば、残存する漁業者がその金を借りてやめる人につき込むこと

たがつて、沖合いの養殖、これは内村水産庁長官が非常に熱意を持って取り組もうとしておられますが、沖合いの養殖を含めまして沿岸の生産量のアップ、それから先ほど来御質問にお答えしましたと水産資源の利用をもつと濃密に利用率を上げることで、ミニマム一千万トンの供給というものは決して不可能でないというように私は考えております。

○及川参考人 角屋先生のお尋ねのとおり、この三法の関係は、冒頭に申しましたとおり、いずれカンフルでございます。ましてやポスト海洋法の体制などといふものは、こういうことぐらいで救われるならば、何も漁業危機でも何でもないのでございまして、これは全く海洋法後に備える体制が、立法その他なされなければならない。

ただ私、一言だけ申し上げたいのは、ポスト海

ように、できるだけひとつ政府の方が前面に出ておいて、政府の直接補助を主体にした形において減船を進めるべきだというようになります。これはしばしば申しますように、私ども自ら減船という言葉がしばしば言われますけれども、そのよつて来るところは、先ほど来話が出ておりますように、海洋法を先取った沿岸国との漁場制約の問題とか、あるいは国際経済情勢の中におけるオイベル・ショックのしわ寄せとか、こついう問題がやはり外圧になつてきているわけであります。個々の企業の放漫經營の結果減船せざるを得ない、倒産するんだ、これならこれはやむを得ないと想いますけれども、その原因といふものをつけさしてますと、まさに個々の企業ではどうしても対応できない理由によってやる。したがつて、政府がでてきるだけひとつ直接補助という形で前面に出てほしい、こう思つております。

○角屋委員 時間の関係もありますので、簡潔に

さらに数点お伺いしたいと想ひます。

先ほど森澤参考人の方からも出ておりましたように、やはりこれから新しい漁場の開発もやらなければならぬ、深海の開発にも着手しなければならぬ。そこで一つのケースとして、御承知の南極海に生息するオキアミの開発問題、これは現在の全世界の漁獲量に匹敵するような漁獲を毎年続けていても資源の再生産に支障が起らぬといふことが、現実に日本の場合は、いま四十九年度で言えば調査船が一隻、民間の試験操業船が一隻といふふうな形でやっておるわけですが、私の黨の立場から言えれば、こういった開発の問題についてでは国がむしろ国の積極的な事業として資源の開発の見通しがつけば、出漁については同事業化の中で國も肩入れをして行つ、國民の確保の観點から見ても、そういう姿勢が望ましいのではないか、こういうふうにこの問題については考えます。

それから及川参考人にも関連をいたしますが、例の沿岸漁場整備開発法の制定に伴いまして、本年から七ヵ年で二千億という予算でスタートしていくわけでありますけれども、研究の問題についてもと整備、充実しなければならぬという点はまさにそのとおりだと思いますが、この問題についての予算のスケールという問題では、これから沿岸、沖合いの積極的な開発という面からまだ不十分であるというふうに思います。業界自身として、政府の施策に対応しながら、これら沿岸漁場の整備、開発といつものに対する取り組みの対応策というものについてどういうふうに考えておられるか、これらの点についてひとつ簡潔にお答えを願いたい。

まさしく正しい方向として同感でございます。ただ、私がいま申し上げようとしております南極海のオキアミ等の資源の国際的な管理というものについては、私は、将来やはり日本が世界の漁業先進国として世界をリードしていく立場で人類の食糧資源を長く確保するという見地からは、十分現段階において考えておかなければならぬ問題がかなりあるのではないか。御案内のとおり、現在南極条約というものがございまして、十数カ国がそのレギュラーメンバーでございますが、こういう南極条約のレギュラーメンバー等を中心として、海の資源の将来に対する国際管理のあるべき姿という方向を決めて、その中で各国が整然としてオキアミの資源の開発をやるという形を当然考えなければならぬし、私はわが国がその主導権をとるべきであるということをつけ加えまして、角屋先生の御質問に対するお答えいたします。

えております。ただ、いまの二次構造改善の延長程度のものであっても、どうも聞いておりますといふと、地方財政、府県の方に非常に問題があるのではないか、この点が非常に問題でなかろうかと私は思っておりますので、この点についてはむしろ先生方には特段の御配慮をお願いしたいというふうに考えております。

○角屋委員 時間の関係もありますからあと一点で終わらしていただきたいと思いますが、一つは、漁船船主責任保険臨時措置法案というのが新しく出されてまいりまして、漁船の積み荷保険に引き続いてこれを試験実施をしていくことなどであります。増田参考人は四十五年時点でこういう問題の小委員会の小委員長をやられ、小委員会報告も取りまとめられた責任者でございます。私は専門的なことに入ろうと思いませんが、一つは漁船保険中央会が積み荷保険も担当する、今度の漁船船主責任保険の試験実施についても漁船保険中央会が担当するということになつておりますが、漁船保険中央会がこういうものをいま試験実施として請け負つておりますけれども、本格実施のときの組織体は本来制度上からいければどうあるべきかということが今後の問題でございます。こういう問題について及川参考人あるいは増田参考人等から御意見があれば承りたい。

それから、この問題では、増田参考人からお話しのように、現在一部漁船が加入しております日本船主責任相互保険組合それから外国保険事業者の例のブルタニヤP-1クラブ、こういうものの保険制度との関連で、より有利な条件のもとで試験実施ができるかどうかというのがこれからのお試験実施の一つの重要なポイントになるわけでござります。たとえば三百トンから五百トン程度のところは設計上は非常に高い保険料というふうな形で、いすれこれは実施の過程では補正をして修正をしなければならぬ問題だというふうに思いますが、それとも、そういう問題も含めて、先ほども御要望がありましたけれども、漁船船主責任保険臨時措置法案の問題について、特にこれは人身事故

等の問題については全水共のノリコーとの関係、いま水産庁を中心的に調整等をやつておるようであります、そういうた既存の問題は、先ほど挙げた問題以外に、全水共のノリコーとの問題の調整といったよくなこともあるわけであります、これらについて御意見があれば承りたいと思いますし、同時にこれから厳しい情勢下で、この際、及川参考人増田参考人から、系統団体の現状から見て、いろいろ融資の問題があり、再建あるいは構造改善、整備、その他各般の問題をやつていかなければならぬ、こういう際に、系統の今日の能力と経済の実態から見て、特に今後の政策上に強く希望したい点があればお述べをいただきたい、こういうふうに思います。

私はP-I保険そのものについては申しませんが、将来の課題としてわれわれの業界で問題になつてるのは、P-I保険を実施すれば、いわゆる全水共がやつてゐるノリコーとの競合とかいろいろ問題があることを承知しております。私は当面――全水共、漁漁連といふものがござりまするが、これはいずれも立法根拠は違います。であつてもこれは一体運用を図ろうということで、私はその中央センターの会長といたしまして両方まとめております。それで、現在漁業協同組合の共済という看板で実態を進めたい。そつしませんと、協同組合が人から頼まれたところの事業としてやりましたのはとても伸びに限界があります。加入率がよくなれば保険の効果も上がりませんから、どうしても実績を上げたい、そのためには協同組合の事業としてこの全水共、漁漁連の事業を持ち込みたい。これは着々と進めております。その過程において、いわゆる立法根拠が違うし実情も違つ点はありますけれども、漁船保険等の問題については、将来の問題としては当然やはり協同組合組織体の中においてどう考えるかということが大きな課題であろう。これに対する現実的なお答えは差し控えたいと思います。

だらうと、いうお話、角屋先生、まことにありますけれども、これが本格実施になつた場合の体制はどうかといふ御質問につきましては、いま関係の各団体、機関等でもいろいろ検討しておりますので、現在の段階において明確に御答弁することができます。ただ今の先生の御質問は非常にありがとうございます。というのは、いま漁業が非常に困つておると言いますけれども、漁業が困つておるということを皆さんおっしゃるけれども、われわれの組織体がいま血へと吐いています。というのは、まだ停船もしてない、何とか動いているのじやないか、何だからんだ言いながら動いているのじやないか、というその背景には、漁業協同組合に対するしわ寄せ、これは大変なものです。買った資材代金は返せない、借りた金は返せない、ということでござります。そうしてそれがだんだん積み上がって県連合会のいわゆる満りが多くなり、全漁連まで多額なものが期限を経過して払えぬ、それが著しく経営を圧迫している。この経営体が弱ったときには、パイプもなくなり、どんなに国が資金を用意しましてもどうにもならぬ状態じやないか。したがつて、今度の漁業再建整備特別措置法におきましても、少なくともこの効果といふものが、漁業協同組合のいわゆる組織強化、いわゆる体質の強化、いわゆる漁業協同組合から借りているものを、これは金融機関から借りているものだけが焦げつきと思わないで、漁業協同組合から借りているものをまず優先に整理をしてかかるという姿勢であらんことを水産庁の方にも特に私は御要望を申し上げております。そうして漁業協同組合といふものを少しでも息をつかせませんと、今後政策を行つ場合に、漁業協同組合がへたたら何にもできなくなると私は思いますので、その点、ただ今の先生の御質問は非常にありがとうございます。

かつております保険料よりもはるかに高額な保険料が計画としてはかかるようだという点について、私は非常に心配しているわけです。少なくともこれは外国保険でござりますからどうこうということではなくして、國がせっかくこのための船主責任保険を新しく制定してくれる、その結果保険料が高くなつてしまつた、あるいはまた対象の範囲が非常に制約を受けたということでは、私は何らの効果がないと思います。せっかくつくつていただくなれば、ぜひともいま私どもの希望がかなえられるようにひとつ運営していただきたい、かよう思います。

それから、いま及川参考人も触れまして、私も全国の系統組織を持つてゐるわけでござりますが、先ほど来、カツオ・マグロ関係が減船あるいは係船というものがここ一両年急激にふえてきてゐる、現在進行中であるということをお話しいたしました次第でござりますが、現実には私ははるかに厳しいのが実態だと思います。そうしたしわはすべて県の段階の漁協組合、そういつたところについておる。ですから系統の力というものがじわじわと下に下がつてきてゐる。そういう形において個々の船の倒産とかあるいは係船といいうものが防がれています。これはあくまでも形式的に防がれているということだと思います。今度いろいろ制度的に処理をしていただきましても、最後の問題は、私は、系統のところにくる。したがつて次に来たるべき問題は、系統の強化をいかにすべきか。これは全漁連関係も含めましてそういうた問題を真剣になつて考えなければいけない、かよつて考えております。

で、その都度大蔵省の御承認を得て私の方でお世話をしてきた経緒がございます。ことしの一月三十一日現在の数字で申し上げますと三百五十四隻でございまして、そのうち八二%がカツオ・マグロでございます。そのほか北洋はえなわ、底びき、官公庁船等もございますが、主力はカツオ・マグロでございます。それから払いました年間保険料約二十九万三千ドル、日本のお金にして八千八百万円ぐらいでございますか、その大きな部分をカツオ・マグロ業界が負担をしておられる、こういうことになると思います。いままではこのアリタニヤクラブの証明書がなければ米国の近海における操業ができなかつたわけでございますが、今後、米国のみならず日本で試験実施が実施され、将来いかなる形が事業主体になるかは別として、本格実施が行われる時期が参りますと、従来こういう外国の保険クラブに掛けておつたものが日本国内で処理されるということで非常に便利になる、こう私は思います。

日本水産会の森澤さんにお伺いします。端的に言つて、日本の漁業外交ですね、これに対する認識はどうかということです。先ほど来あなたのお話の中にもありましたけれども、対ソ、対アメリカの漁業交渉が中心的な課題になるわけですね。しかしままでのそういうものを見ますと、日本はもう守勢一方だ。いつも言つことは、資源は何も減つてないんだとか、実績がこれベルに新しい漁港をつくるなんてことも言って、積極的な外交をやつておるわけですか、日本の水産行政、そういう漁業外交のあり方にに対するあなたの御見解をお聞きしたい。これが第一。

第二番は、先ほど全漁連の及川さんも言つておつたわけですが、あの計画、このプランという

かたこうで、とにかく食糧問題大事だ大事だと言つていますけれども、一番大事なことは、漁民が安心して食つていけるよな状態をつくらないとだめだというとを言つていましたね。あい

う御発言はやはり政府の施策との開き、あるいはいら立ち、こういうものを示したものだと思うのですけれども、率直に言つてあなたから見た、大日本水産会の立場から見た、いまの水産行政のレ

ベルだとか現状に対する認識はどうか、この二つをひとつ簡単に森澤さんからお聞きしたいと思うのです。

○森澤参考人 第一点の漁業外交の問題でござりますが、日本は二十数個の漁業条約に加盟をしておりまして、相手もいろいろでございますし、二国間条約、多国間条約、いろいろあるわけでござります。したがいまして、政府もその対応にいとまなしといふ現状であると思いますが、業界の立場から率直に申し上げまして、私たちは、やはり水産業を維持するための漁業交渉でございますが、先ほど来何回も申し上げております

しょしけれども、水産庁だけに責任を負わせるよう立場の外交ではなくて、もう少し外務省を含めて日本政府全体が、水産業もちろん大事でござりますが、先ほど来何回も申し上げております

食糧政策という面から十分な調査、研究、そういうものを背景にしてもつともと強く交渉していくべきだといふことだということを原則的には感じております。しかし日ソ漁業交渉を見らるるごとく、

おそれだからということだけ。実際は押しまくられてしまつておる。ソビエトなんかの状況を見ますと、

田の開発であるとか天然ガスのシベリア開発等でございますれば別に期限はございませんので、それではまたこの次にお会いしてお話ししましよう

ということもできますけれども、漁業の交渉にはそれが許されないという特殊な状況がござりますのでやむを得ないと思いませんが、私たちが非常に不

満に思つるのは、何らの科学的な十分な根拠もなく、ただ一方的に強さで押しまくつてくるというたとえばいまのソビエトの出方、これにつきましては、率直に申し上げまして業界としては非常に不満でござります。さりとてこれを打ち破る伝家の宝刀もわが方にはなかなかいわけでござりますが、要はひとつ水産庁だけにまかせるのじやなくして、外務省ももちろんタッチしておられます、日本

政府全体として食糧問題の見地から、もつと粘り強く、きめの細かいいろんな経済協力、技術協力をも前提とした漁業外交を今後進めていただく必要がますます大きくなるであろう、こういうことを申し上げますと同時に、私は率直に申し上げますが、業界にも責任があると思います。というの

は、決められた条約、協定、そういうものを完全に履行する。これは業界から見れば非常に不満なものがでございましても、一応政府間で決められました條約、協定、こういうものについては絶対に違反するべからず、こういう姿勢を、漁労の責任者、船長はもちろんでござりますけれども、経営者自体がもう一歩考え直してみる必要がある。そつ

しなければ、われわれが漁業外交の強力な展開などと申し上げましても何ら迫力はないわけでござります。相手国から違反を指摘されるといふことがあります。相手国から違反を指摘されると、もう少し外務省がんばりようがないといふことでは政府代表もがんばりようがないといふ御発言がありまして、抜本策への期待が述べられただけであります。同時に、海洋法待機

日本水産会の森澤さんにお伺いします。

あなたのお話の中にもありましたけれども、対ソ、

対アメ

リカ

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

れるというものでもないので、いまあるべき時代に対応した施策というものを研さん、準備していく必要があるのじやないか。その内容につきましてはたくさんござりますけれども、一々私申し上げる段階でもございません。また一つには、日本政府としてはまだ二百海里を認めたわけじやないという立場から何にも手がつかぬのかな、それにちぢやそのうちにどんどん既成事実が出てくるのじやないかということを、私は本当にこれは意見じやなくて、先生もおっしゃるとおりいら立ちの気持ちで実は申し上げたというふうにお聞き取り願いたい。同時にまた何から政府がやることがあるはずだ。先ほど角屋先生の御質問にもありましたように、現実にたくさん問題が起きておる、これに対するいら立ちを私は申し上げたので、格別に自分独自の政策を持つておつて申し上げたわけじやございません。その点どうぞ……。

○中川(利)委員 最後に日韓連の増田さんにお伺いしますが、四月七日から開かれた日韓マグロ交渉、政府間交渉であります、これに先駆けて皆さんの団体の方で政府に、水産庁長官に意見書を出した。これ以上輸入が増大すれば、韓国のマグロについて外国人漁業規制法の政令発動をすべきだ、こういう内容の意見書を出したと聞いておるわけであります、それに対する水産庁側の、政府の反応はどうであったかということが一つです。

二つ目は、私たちが七十五国会で議員立法としてつくりました外国人漁業規制法の一部改正、この政令発動がいまだにございませんけれども、これについてあなたはどう考えるかということです。

てそういう状態で、何というかそういう問題を野放しにしていながら減船して効果がどれだけ出るのかはなはだ疑問だと思うのです。この点についてひとつお聞きしたいというわけでありまして、私の若干の試算がありますが、五十年度のマグロ輸入の実績は約十万トンですね。その半分の五万余トンの輸入規制をやれば、政府が言うところの三カ年間で二百六十隻、これは減船しなくとも済むのじやないかという、これは私の試算ですけれども、こういうものが出ておりますので、それを含めたあなたの方の御見解をひとつお示しいただきたいと思います。

○増田参考人 三占御質問がございましたが、第一点は、日韓政府間による四月一六月の輸入量の取り決めの問題でございますが、本年の一月から三月までの実績等を勘案いたしますと、政府間で決めた輸入数量より相当大幅に実績が上回っているという心配から出発したわけでございます。昨年私どもカツオ・マグロ業界はマグロ類の韓国からの輸入について実力行使までやつてこれを阻止しようとしたところでありますのが、先生方の手段の御理解を得まして、いま御指摘もございましたように、外国人漁業規制法の一部改正というものが国会を通過したわけでございます。

現在はこの法律も現実には政令指定することなく、言つならば、たな上げされておるという実態でございますが、いま申しましたように、一月から三月までの輸入実績が当初の政府間の話よりも相当上回っているということから、あるいは再び四月一六月の期間の輸入量が業界の考へている数字あるいは昨年の実績等から見てはるかに上回るのではないか、やがては十二月になつてこれは大変だ、五割増した、八割増したではどうにもならぬということで、いま先生のお触れになりましたのように、水産庁に対しまして私どもの業界としては、従来のこの問題の経緯から見て、もし業界としてはなはだ不十分であり、遺憾であるという形の事実があらわれれば、従来の経緯から見て当然

に外国人漁業規制法に基づく政令指定をすべきであるとわれわれは考える。したがつて、そういう業界の考え方であるということを十分政府の方も理解して対韓国との交渉については非常に積極的に強腰でひとつ当たつてほしいという陳情というよりもむしろ意見を具申したわけでござります。で、さらに政府の方があつせん等も得まして、私自身韓国の今回の交渉の代表団にも直接会いまして、業界の現状、減船までせざるを得ない実情等もお話しいたしました。そうしてまたこの減船をした結果漁獲量が減る、あるいは幸いにして魚価があるところまで上がるということになれば、それを奇貨として韓国がますます輸出の増大を図るということでは、いまご指摘のよつて議論は逆立ちするわけありますから、こういうことのないよう、私どもが減船すれば韓國側もそれに呼応して輸出量を自制する、縮減する、こういう体制でないと日本の業界はおさまらぬということを言つた次第でございます。聞くところによりますと、四月一六月の交渉の結果は大体前年並みの数字が出ているということでござりますが、その詳細を私ども必ずしもまだ十分理解しておりませんので、この点をよく検討した上で、先ほど申しました業界の意見というものとも勘案して今後慎重に対応していくたい、こう考えております。

し合いの場を持ちまして、日本の業界の実態、考え方を徹底して、両国の業界にもひとつそれに協力をしてもらおうという努力を今後重ねていただきたい、かよつに考えております。

○中川(利)委員 終わります。

○濱委員長 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 参考人には長時間大変御苦労さまでござります。午前中貴重な御意見を陳述いただきました。特行政が先行するはずはないのでということまでおっしゃつて、ずいぶんいろいろと遠慮したような物の言い方をしておられましたけれども、経済水域二百海里というものは先ほどからもういろいろお話がありますようにこれはもう焦眉の問題となっております。これに対応して、沿岸漁業をどうするかということなんかが大変な問題になつてくるわけですけれども、いわゆるポスト海洋法の問題でございますが、動向を見てからではもう遅い、またなまぬるいといふことが言われております。

そこで、私もぜひこの機会にさらにお尋ねをしておきたいのですけれども、先ほど及川参考人もしばしば焦燥感を感じておられるけれども、焦燥感を感じておられるわけではないと思いますけれども、私はこれらについて行政がそつてあればあるほど大日本水産会としても各連合会とも連絡をとりながら、強力なマスター・プランというものをやはりつくつて、政府を叱咤した推進をさせていく、こういうふうなことも当然いろいろと考えていかなければならぬ、かよつに思います。海洋法会議の途次中であるからいろいろそういうことをやるとまことは当然やつていくべき問題である、かよつに

—

思つてゐるのですけれども、その辺については十分やつておられると思つけれども、どうも何か手をこまねいでいるような感じがしてなりませんけれども、全漁民のために森澤参考人はどういうふうに決意をもつて臨んでおられるか、その点ます

○森澤参考人 いま瀬野先生からポスト海洋法対策の問題が提起をされました。私が午前中に、行政の先取りというのは非常にむずかしいけれども、国際情勢は非常に急を告げておるという意味の陳述を申し上げたわけでございます。少し詳しく申上げますと、実は私たちは海洋法以後の問題を予想いたしまして、先ほどちょっと申し上げましたが、数年前に海洋水産資源開発センターといふものの設立を政府に強く働きかけて、官民一体となつたセンターの設立を見て、今日漁場開発について大きな貢献をしてきているわけでございます。それとさらに、もう三年前になりますか、政府と一体のもとに海外漁業の協力のための組織である財團法人でつくりまして、海外漁業協力財團と申しますが、主として開発途上国に対する合弁事業なり経済援助なりに対するソフトローンを行う機構、こういつものを主として政府の原資をベースにして発足をさせたわけでございます。この海洋資源開発センターにいたしましても海洋漁業協力財團にいたしましても、私は主として開発途上国を目標に置いたポスト海洋法対策である、こういうように考えております。したがつて、先ほど海賊について北の比重が大きいということを中心にお話になつたけれども、南北問題も非常に複雑多岐でございます。したがつて、開発途上国に対するいふましてもいま申し上げたようなセンターと財團と、いうものの機能を今後拡大強化する方向に進むことによって、私は一つのポスト対策として十分迫力を持つものになるであろうというふうに考えておりますが、ただ合弁事業にいたしましては、協力事業にいたしましても、いろいろと相手国の条件が海洋法会議の結果エスカレートしてまいりますので、従来財團が融資をしているような考

方だけでは融資でござりますから業界は財團にお金を返さなければなりません。幾長期の資金でありましても借金でございます。したがつて、相手の条件のエスカレートによってはとても対応し切れない。むろいま外務省に毎年十億の水産の無償援助の資金枠が組まれておりますが、こういうものを増大をさせていただきまして、これは開発途上国に限りますけれども、無償援助といふものをもつともっと大きくしていかないと、財團のローンだけではポスト対策として主に南の国に対しては対応し切なくなるおそれがある、こういうふうに考えておるわけでございます。

しかし、一番問題は先進国対策でございます。これは開発途上国対策と違いまして経済援助で片のつく問題ではございませんので、先ほど角屋先生の御質問がございましたが、日米なり日ソなりあるいは日カなりの外交あるいは友好親善の高い立場も踏まえながら、水産庁、外務省という個々の担当省の問題ではなくて、政府としていろいろあるいは日カなりの外交あるいは友好親善の高い結果いろいろ余波が出てまいりましたものに対しては、先ほど申し上げましたけれども、再建整備特別措置法だけではなくて、特別の御援助の措置が減船整理対策等については必要である、これが私は先進国に対するいわゆるポスト海洋法の問題点であろうと思いますが、ただこのように船が減るであろうとかこのようなクオータの減少を食らうであろうかというようなことをいま予想することは不可能でございます。と同時に、そういうものが仮に予測して作業いたしました場合、それが外部に漏れました場合には日本政府の外交交渉の足を引っ張る危険性なしとしないということになります。しかし、南北問題でもあるいは対先進国を申し上げたいのはやままでございますけれども、おのずと限界があることは承知をいたしております。しかし、南北問題でもあるいは対先進国策をお願いすると同時に、業界におきましてはまさしくいま瀬野先生が何かマスター・プランを考え

おるのかという御指摘がございましたが、これは当然業種別に大日本水産会等を中心にしてきめ細かく今後の国際情勢を業界なりに見通して、経営を確保していくためにはどの程度の船でどういふうな体制で操業しなければならないのかということを、サケ・マスはサケ・マス、カツオ・マグロはカツオ・マグロ、それからニシンはニシンと業種別に細かくマスター・プランを一応概定をいたしまして、大きな余波が来た場合にはそれをベースに政府に施策を迫るという姿勢が当然必要だと思います。大変だから何かしてほしいというような希望は、もうこれは通じませんので、私たちは、各業種別団体、皆私どもの方の正会員でございますので、そういう接触をしておりますが、きわめて率直に申し上げまして、非常に切実感を持つて具体的なマスター・プランを練つておられるのは、増田さんがおられるから言うわけじゃございませんが、カツオ・マグロだけでござります。北洋は非常に重要なございますが、余りにも問題が複雑多岐、業種も多くて、何とかしたいけれども業界ではプランが立たぬというのが実態でございますが、私は、だからと言って手をこまねいていいといふには考えておりません。今後もそういう業界の意見をできるだけまとめるように努力をいたしたい、こういうよう考えております。

○森澤参考人 主に漁業法を中心とする許可業、もちろん免許漁業もございますが、これにつきましては、水産庁にも制度研究会というものをつくりまして、前からいろいろ検討を進めておられます。業界自体におきましても、私の方に制度の研究会というものを設けまして、主に大臣許可漁業を中心にして制度のあり方につきましていろいろ議論をいたしておりますが、まだ最終的な結論はもろん得ておりません。したがいまして、ある程度私の個人的な考え方にならざるを得ないわけでございますけれども、私は、海洋法条約が施行された場合を想定をいたしますと、恐らく現在の漁業法というものはかなり矛盾が出てくるのではないかというふうに率直に申し上げられると思います。というのは、現在の漁業法というのは公海自由の原則のもとにつくられた制度でございます。漁業権問題は別といたしまして、特に許可制度につきましてはそういう原則のつとてやつておったものが、今度は逆に、主な漁場はほとんどどこかの国の経済水域の中に入ってしまう、こういうことになるわけでございます。いま、日米交渉のお話を出ましたけれども、外国の経済水域の中でも操業する日本の漁船、当然これは相手国政府の許可、こういうものが要求されると思います。アメリカの「二百海里水域法案」でもそうでございます。現在までは、農林大臣の許可さえあれば、領海の中へ入らなければ、あるいは漁業水域へ入らなければ、世界じゅうで操業ができた、これが全國的に逆立ちするわけでございますので、一体外國政府の許可と日本政府の農林大臣の許可とどう調整をするのか、外國政府の許可だけで足りるということになりますと、私は業界の内部に大きな混乱が起ること思います。したがって、当然農林大臣の許可される船で、しかも政府交渉によって相手国

の認める船が二百海里の中で操業するというふうな形にならなければ非常に問題が出るであろう。こういうふうに思います。

それは単に一部分でございますが、そういう一例を申し上げましても、制度の改正というものは、将来大幅にやらなければなりませんが、漁業法は何しろ漁業の基本制度でございますので、そう短兵急に拙速主義でやるわけにはまいりません。なるべく情勢を見詰めながら、私は水産庁に対しても早く詰めを行つていただきたいということを申しておりますが、いま先生御指摘の、昭和五十二年の許可の一斉更新に際しましては、漁業法の改正というのは恐らく間に合わぬと思います。したがつて、一斉更新は現行法のもとでやらざるを得ない。漁業法ではございませんが、トン数速度条約というものがございまして、これが発効いたしますと、漁船のトン数が大きくなりります。これがやはり現在の漁業法のもとにおける許可制度にも重大な影響を及ぼしてくるわけでございますが、いずれにしても検討は急いで行わなければなりませんが、来年の一斉更新には間に合わぬというのが率直な私の見解でござります。

○瀬野委員 森澤参考人の率直な個人の見解ということでお承りおきます。

それでは、次に増田参考人にお尋ねいたしますが、漁業再建整備特別措置法案が今回提案されおりますけれども、遠洋カツオ・マグロ漁業の方と自主減船についてですが、先ほどからいろいろ話がございました。私もぜひお尋ねしておきたいのは、漁業政策上あるいは食糧政策の観点から減船の限界をどこに求めるかということは、これは大変問題であります。そこで、将来にわたって維持存続すべき規模をどのくらいと業界では考えておられるかということを聞きたい、なかなかむずかしい問題だと思いますけれども、特にこのカツオ・マグロについて韓国の規制、輸入をとめずに自国の減船をする、いわゆる自主減船をすること、これは漁民としても、率直に憤りを感じる問題です。それで、日本の漁民は自主減

船をしなければならないときには輸入をしていて、輸入を全面的にやめるということにもまいらぬという事情はよく承知しておるわけですが、それも、それで、その辺のことは、先ほどもいろいろ御答弁がございましたが、今回出されでありますこの漁業再建整備特別措置法によつていろいろ減船に対する手法がなされておりますけれども、今後予想される自王減船に当たつて、本法による措置にとらわれることなく別途措置をしてほしいとお考えをお聞かせいただきたい、かように思つわけです。聞くところによると、サケ・マスの方では一応了解しているやにも聞いておりますけれども、その辺ひとつ、水産局おられるけれども、率直に御意見を承つておきたい、かように思います。

○増田参考人 カツオ・マグロの減船の問題については、午前中からいろいろと申し上げておりますが、ただいま先生の御指摘になりましたように、カツオ・マグロの現状、それから外国からの輸入の情勢の中で自主減船がどの程度が限界かと、点でございます。これは非常にむずかしい問題で、私ども自身は、漁業経営の実態から考えていく場合と、それからもう一つは、海洋法が進展して、やがてどの程度の漁場制約がくるだろうか、その結果カツオ・マグロ漁船としてはどの程度のものが妥当であろうかと、一応考えるわけでござります。先ほども申し上げましたように、二三百マイルの経済水域とか、あるいは群島水域がそのまま実施されると、おおよそ四割の漁獲量が減少する。もしそれをそのままの比率でやれば四割を減船せなければいけない、こういう問題に一応はなるわけでございます。

題として出てくる。そういうことからあらわれる混乱というものをできるだけ私どもは予防したいし、それからまたわれわれのやれる範囲のことはまずやつていきたいということがそもそもこの減船が浮かび出した根拠でございます。しかし、だんだんと話を詰めていきますと、いま先生も御指摘になつたように、本日提案されております再建整備特別措置法の第七条では、指導とかあるいは金融のあつせんといううかにその他の援助に政府は努める、こう言つておりますが、その援助とは何かといふのが私どもはなかなか実体がつかめないわけでございます。一般的に私どもが政府の補助とか――直接補助ということを私はこの席で何回か申し上げておりますが、そういつたことであれば、補助なり補償なり、こういう問題をぜひひたつてほしかつたと思うのであります、援助といふことになりますと非常に弱い意味ではないか。現に五十一年度の予算の中では、私どもの減船に関連した事務費補助というものが約三千万程度のものが予算に計上されております。そついつた程度のものを指すのであればまさに私どもの方の期待とは実は大きく違つてきます。したがつて、このその他の援助の意味するところを、非常に細かくなりますが、できるだけ国の補償に、極限までひとつ近づけてもらいたいという希望が実はあるわけであります。その意味で午前中から私は、政府の方がこの減船に関連してひとつ前に出ていただいて、できるだけ直接補助というものを主体にした減船にしていただきたいということを実はるる申し上げてきたわけでございます。

して質問を終わることにいたしますけれども、漁船主責任保険臨時措置法案が提案されておりませんけれども、この中で、保険事故の種類の中で船主相互保険組合法においては、同法第二条の第四項に一号から四号まで保険事故の種類等が規定されています書いてあります。が、今回提案されている本法には、試験実施という関係から具体的な規定が書いてありません。これは政府にも私いろいろなたにして書いてありますけれども、どういう事故が起きたときに金を出すのか、またどういう事故を想定してほしいと考えておられるのか、本法立法に当たつていろいろ事前に協議なさつたと思つけれども、組合としてはどういうふうにお考えであるか、その点をお聞かせいただければ幸いです。

○及川参考人 残念でございますが、その詳細については私は存じておりません。特に私の方で問題になつておりますのは、人身事故の場合の、すでに全水共等でやつておるノリコーという人身事故のことでございますが、片一方の方にもそれが入つてくるということで、その調整が非常に問題になつているという点だけを私は承知しております。幸い水産庁が仲に入りまして、いま調停ができたということぐらいしか私その点について存じております。

○瀬野委員 では、以上で終わります。

○渡邉委員長 以上で参考人に対する質疑は終りました。

参考人各位には長時間にわたり大変貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして、この際厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

いたします。松形林野庁長官。

○松形政府委員 林業改善資金助成法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案は、本則十五条及び附則から成っております。

まず、第一条におきましては、この法律の目的を定めております。

すなわち、この法律は、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金または林業後継者等養成資金の貸し付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することをその目的といたします。

次に、第二条におきましては、都道府県が貸し付けを行つこれら資金をそれぞれ定義しております。

まず林業生産高度化資金は、間伐の団地的な実施等林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式を導入するのに必要な資金で政令で定めるもの

をいうことといたします。

次に、林業労働安全衛生施設資金は、林業労働に係る労働災害を防止するため普及を図る必要があると認められる防振チーンソー等林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいうことといたします。

また、林業後継者等養成資金は、林業後継者たる青年または林業労働に從事する者が近代的な林業経営を担当し、または近代的な林業経営に係る

をいうことといたします。

第三条におきましては、都道府県に対する政府の助成につきまして定めております。

すなわち、政府は、都道府県がこの法律の定め

するところにより林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金または林業後継者等養成資金の貸し付けの事業を行うとき

は、当該都道府県において、予算の範囲内において

当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる」といたしております。

第四条及び第五条におきましては、貸付金の貸し付け条件につきまして、その限度額、利率及び償還期間について定めております。

すなわち、一林業従事者等ごとの限度額は、そ

れぞれの資金の種類ごとに、農林大臣が定める額とすることといたします。

また、利率につきましては、これらの資金の性格にかんがみ、これを無利子とするとともに、償

還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金については五年を超えない範囲内で、林業労働安全衛生施設資金については七年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間といたします。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たつて担保を提供させ、また保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支

付金に係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めております。

第十二条及び第十三条におきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行つ場合には、当該事

業の経理は、特別会計を設けて行わなければならぬこととするとともに、当該事業に係る事務の一部を森林組合連合会等に委託することができる

ことといたします。

第十四条及び第十五条におきましては、交付す

る補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てられ一般会計から特別会計に繰り入れる金額の

二倍に相当する金額または都道府県ごとに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とするこ

と及び都道府県が当該貸し付けの事業を廃止したときは、政府の補助を受けた割合に応じて政府に納付金を納付しなければならないことについて定めています。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めておりまして、この法律は、

公布の日から施行することといたします。

以上をもちまして林業改善資金助成法案理由の補足説明を終わります。

○漆委員長 内村水産庁長官。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案は、提案理由の説明にもありましたとおり、経営が困難となつて中小漁業者につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

ることができます。この認定を受けておりま

機関が、固定化債務の整理等に緊急に必要な資金を利率年六・五%以内その他貸し付け条件で貸付ける場合において、政府は、都道府県または漁業者団体が当該資金について利子補給を行うのに必要な経費の全部または一部を補助することができます。

第三に、中小漁業の構造改善の促進のための措置についてあります。まず、中小漁業のうち構造改善を図ること等により経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められる業種につきましては、これを特定業種として政令で指定することといたします。また、中小漁業のうち構造改善を図ること等により経営の近代化を促進することが緊急に必要であると認められる業種につきましては、これを特定業種として政令で指定することといたします。また、利子補助金をもつて林業改善資金助成法案理由の補足説明を終ります。

第五条並びに第九条から第十一条までに規定いたしましたとおり、経営が困難となつて中小漁業者につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第六条から第十一条までにおきましては、貸し付けに当たつて担保を提供させ、また保証人を立てさせること、災害等の場合において償還金の支

付金に係る債権の管理を適正に実施するための所要の事項を定めております。

第七条から第十二条までにおきましては、都道府県がこの貸し付けの事業を行つ場合には、当該事

業の経理は、特別会計を設けて行わなければならぬこととするとともに、当該事業に係る事務の一部を森林組合連合会等に委託することができる

ことといたします。

第八条から第十三条までにおきましては、交付す

る補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てられ一般会計から特別会計に繰り入れる金額の

二倍に相当する金額または都道府県ごとに農林大臣が定める金額のいずれか低い額以内とするこ

と及び都道府県が当該貸し付けの事業を廃止したときは、政府の補助を受けた割合に応じて政府に納付金を納付しなければならないことについて定めています。

最後に、附則におきましては、この法律の施行期日等について定めておりまして、この法律は、

公布の日から施行することといたします。

以上をもちまして林業改善資金助成法案理由の補足説明を終ります。

○漆委員長 内村水産庁長官。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

いたします。

○漆委員長 内村水産庁長官。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

いたします。

○漆委員長 内村水産庁長官。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

○漆委員長 内村水産庁長官。

いたします。

○漆委員長 内村水産庁長官。

○内村政府委員 漁業再建整備特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

化を著しく促進することとなると認める場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することいたしております。また、構造改善計画の認定を受けた漁業者団体の構成員である中小漁業者の有する固定資産につきましては、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる」といふとしております。

これは第六条及び第九条に規定いたしております。まず、その漁業に関連する国際環境の変化、資源の状況等に照らし漁船の隻数の縮減その他他該漁業の整備を行うことが必要であると認められる業種につきましては、政令で業種指定することいたしております。この指定を受けた業種に係る漁業者を構成員とする漁業者団体は、当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整備事業について整備計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができる」といたしております。

この整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金につきましては、構造改善事業の場合と同様に農林漁業金融公庫または沖縄振興開発金を融公庫が貸し付けを行つるものといたしておりま

なお、以上の構造改善計画または整備計画の実施を達成を図るため、政府はこれに必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行なうよう努めるべき旨の一般的援助規定を第七条に設けております。

第五に、国際環境の変化等に対処するため実際に実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対する措置であります。これは第十二条から第十四条までに規定いたしております。まず、このよほな離職者に対して、政府は就職のあつせん等の措置を講ずるよう努めるものといつたとしております。また、これらの離職者のうち政企連によるようとするものがその有する能力に適合する

職業につくことを促進するため、政府は職業転換給付金を支給することができる」といたしますとともに、職業転換給付金に対する公課の禁止等の措置を講ずることといたしております。なお、陸上の職業につこうとする離職者につきましては、雇用対策法に基づき同様の措置がとられることがなっています。

その他、第十五条及び第十六条におきましては、整備計画及びこれに基づいてする行為に対する独占禁止法の適用除外等に関する規定 第十七条以下に報告の徴収及び罰則についての規定をそれぞれ設けておりますほか、附則におきましては、中小漁業振興特別措置法の廃止及び農林漁業金融公社法の一部改正等所要の事項について規定いたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わりります。

次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一は、中央漁業信用基金の業務の拡充であります。

まず、中央基金は漁業信用基金協会を相手方として、協会が漁業近代化資金等に係る借り入れに対して行う債務の保証につき、中央基金との協会との間に保険関係が成立する旨の契約を締結することができます」といふことといたしております。この保険関係における条件は、現在政府が行っている保証保険に係る保険関係の条件と同一の内容といつておられます。

次に、中央基金は、保証保険の事業に関して保険資金を設け、政府出資をもつてこれに充てる」ととするとともに、当該保証保険の業務と現在行っている融資保険の業務及び貸し付けの業務とそれをそれぞれ区分して経理させることといたしてお

ります。

第二は、緊急融資資金の保険のてん補率の引き上げであります。

まず、保証保険のてん補率は、從来地方公共団体の基金協会に対する出資の多少によって一般には七割または五割とされておりましたが、漁業再建整備特別措置法第八条第一項の規定に基づき融資される資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中・小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に行われる資金で主務大臣が指定するものにつきましては、これら資金の融通の円滑化を図るために地方公共団体の出資の有無にかかわらず八割に引き上げることといたしております。

また、これら資金に係る融資保険のてん補率につきましても同様の趣旨により八割に引き上げることといたしております。

第三は、中小漁業融資保証保険特別会計に属する権利義務の承継等についてであります。

まず、同特別会計による保証保険業務の中央基金への移行に伴い、中小漁業融資保証保険特別会計法を廃止するとともに、同会計の決算の処理方法等について規定しております。

次に、同特別会計に属する一切の権利義務を中心基金に承継させ、政府と協会との間で成立している保険関係を中央基金との間の保険関係として移行させることといたしておきますほか、同特別会計の資産から負債を控除した残額に相当する金額は、保証保険に係る保証資金に充てるべきものとして政府から中央基金に対して出資されたものとすることといたしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

次に、漁船船主責任保険臨時措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきま

この法律案は、全五章及び附則から成つておりますが、まず第一章におきましては、この法律の趣旨と定義とを定めております。

この法律は、漁船の運航に伴つて生ずることのある漁船の所有者または借受人の費用及び責任等を漁業経営の安定を図る見地から適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船主責任保険事業及び漁船保険中央会によるその再保険事業を試験的に実施するための必要な措置を定めることをその趣旨としております。

また、漁船船主責任保険は、漁船の所有者または借受人が、その所持し、借り受け、もしくは用船し、もしくは回航を請け負つ漁船の運航に伴つて生じた費用で自分が負担しなければならないものを負担し、または当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき当該漁船の運航に伴つて死亡その他との事故が生じた場合に一定の金額を支払つ保険と定義しております。

第二章におきましては、漁船保険組合の行う漁船主責任保険事業等につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。

実施の手続といたしましては、漁船保険組合が漁船船主責任保険事業等を行おうとするときは、総会の議決を経て、事業計画及び保険約款を定めた上、農林大臣の認可を受けなければならぬこととしております。

次に、事業の内容でありますが、被保険者は、漁船船主責任保険におきましては漁船の所有者または借受人とし、漁船乗組船主保険におきましてはこれらの者のうち当該漁船の乗組員であるものとしており、保険契約者はいづれの保険におきましても組合員等であつて保険契約の成立によつて被保険者となる者に限つております。

なお、漁船乗組船主保険につきましては、漁業

における就労の特殊性により特に設けることとしたという事情にかんがみ、漁船船主責任保険と一体的に契約するのでなければ、保険契約を締結することができないこととしております。

第三章におきましては、漁船保険中央会の組織と再保險事業につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。

実施の手続といたしましては、漁船保険中央会が再保險事業を行おうとするときは、総会の議決を経て再保險約款を定めた上、農林大臣の認可を受けなければならないことといたしております。

次に、事業の内容ですが、再保險契約は、

第四章におきましては、国の援助、印紙税の非課税措置等について規定いたしております。

第三章に規定する規定によるものとし、
附則におきましては、この法律案の施行期日及び
失効について定めております。
この法律は、昭和五十一年十月一日から施行し、
その日から五年を超えない範囲内で別に法律で定
める日に失効することいたしております。

以上をもちまして、漁船船主責任保険臨時措置法案の提案理由の補足説明を終わります。
○渥委員長 以上で、各案の補足説明は終わりました。
各案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、公報をもつてお知らせする」ととし、
本日は、これにて散会いたします。

林業改善資金助成法案

第一条 この法律は、林業従事者等が林業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止を目的とす。

的として自主的に林野の林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式又は林業労働に係る安全衛生施設を導入することを促進し、並びに林業後継者たる青年又は林業労働に從事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に從事するのにふさわしい者となることを助長するため、林業従事者等に対する林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けを行つ都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野の林業の利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産的方式(当該林業生産的方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。)を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第二条 この法律において「林業労働安全衛生施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止するためには普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「林業後継者等養成資金」とは、林業後継者たる青年又は林業労働に從事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に從事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

(政府の助成)

全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の貸付けの事業を行つときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行つのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2 前項ただし書の一一定額は、都道府県別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。
(貸付金の限度)

第四条 前条第一項の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の一林業従事者等ごとの限度額は、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金のそれぞれの種類ごとに、農林大臣が定める額とする。

(貸付金の利率及び償還期間)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間は、林業生産高度化資金及び林業後継者等養成資金にあつては五年を超えない範囲内で、林業労働安全衛生施設資金にあつては七年を超えない範囲内で、それぞれ、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第六条 第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付け金の貸付を受ける者(政令で定める者を除く。)に對し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付け金の貸付けを受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)

第七条 第三条第一項の貸付けは、同項に規定する者からの申請によつて行つものとする。
(貸付けを行つ場合)

第八条 林業生産高度化資金の貸付けは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。)が申請に係る林業生産高度化資金をもつて林野の林業技術の利用の高度化及び林業技術の向上を図るために

の林業生産の方式又は当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を導入することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行つものとする。

2 林業労働安全衛生施設資金の貸付けは、その申請者が申請に係る林業労働安全衛生施設資金をもつて林業労働に係る安全衛生施設を導入することにより林業労働に係る労働災害の防止を図るために改善措置を講ずる見込みがある場合に限り、行つものとする。

3 林業後継者等養成資金の貸付けは、その申請者は又はその申請者の林業経営に係る林業労働に從事する者が申請に係る林業後継者等養成資金をもつて近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得することにより近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に從事するのにふさわしい者として養成される見込みがある場合に限り、行つものとする。

(期限前償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくして貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十一条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(違約金)

第十二条 都道府県は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十一・二五パーセントの割合

Digitized by srujanika@gmail.com

6

第五条 特定業種に係る漁業を営む中小漁業者を

直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」といふ。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人（以下「漁業協同組合等」という。）は、その構

備に係する事業（以下「整備事業」という。）について整備計画を作成し、これを農林大臣に提出して、その整備計画が適正である旨の認定を受けることができる。
整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 を行ふ漁業協同組合連合会、農林中央金庫とその他政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。)との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。
前項に規定する資金は、融資機関が、第二条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該第一小魚業者、当該認定に係る再建計画に従つて

ものに対し、その者が当該認定に係る構造改善計画に従つて、特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は特定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対して出資し、若しくは特定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資して特定業種漁業を営む法人（会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。）を設立することにより、当該特定業種漁業を営む中小漁業者の経営の近代化が著しく促進されることとなると認められる旨の認定をすることができる。

「造改善計画」を作出し、これを農林大臣に提出して、その構造改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第一項の語句の意味があつた場合において、その整備計画が、当該漁業の存立を図るために必要なものであること(当該漁業が特定業種漁業である場合にあつては、当該特定業種に係る構造改善基本方針)に定める事項に照

二 構造改善事業の目標
三 構造改善事業の内容及び実施時期
一 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（援助）
4 前三項に規定するもののほか、整備計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

合におおむねその構造改善基準に該当する。同項の認定をするものとする。

(援助)
第七条 政府は、第五条第一項又は前条第一項の認定に係る構造改善計画又は整備計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんその他の援助を行つよう努めるものとする。

4 前二項に規定するもののほか、構造改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(助成措置) 第八条 政府は、都道府県（第三条第一項の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合

第六条 その業種に係る漁業に関連する国際環境の変化、水産資源の状況等に照らし当該漁業に使用される漁船の隻数の縮減その他当該漁業の整備を行うことが必要であるものとして政令で定める業種に係る漁業を営む漁業者を構成員とする漁業協同組合その他の政令で定める法人は、その構成員である漁業者が営む当該漁業を使用される漁船の隻数の縮減その他の漁業の整

連合会(水産業協同組合法昭和二十三年法律第八百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行ふ漁業協同組合連合会を除く。その他の農林大臣が指定する法人。(以下この項において同じ。)に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十八条第一項第一号の事業を行ふ漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業

(助成措置)
八条 政府

は、都道府県（第三条第一項の政令

第六条第一項の認定を受けた法人、その構成員である漁業者であつて当該認定に係る漁業を営むもの又は当該漁業者を構成員とする政令で定める法人、当該認定に係る整備計画に従い整備事業を実施するために必要な資金を(合併等の場合の課税の特例)

第十一條 第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。
(就職のあつせん等)

(職業転換給付金)

第十三条 政府は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、前条に規定する者のうち

政令で定める業種に係る漁業に従事していた者であつて船員職業安定法(昭和二十三年法律第百二十号)第六条第一項に規定する船員となるうとするものがその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、求職者又は事業主に対して、次に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

一 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金

二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

四 前三号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 職業転換給付金の支給に関する必要な基準は、運輸省令で定める。

3 前項の基準の作成及びその運用に当たつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に斟酌し、求職者の雇用が促進されるよう配慮しなければならない。

(雇用対策法の準用)

第十四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十六条及び第十七条の規定は、職業転換給付金について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、第六条第一項の認定に係る整備計画及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十六条 農林大臣は、第六条第一項の認定をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、再建計画の実施状況について必要な報告を求めるこ

とができる。

第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は第六条第一項の認定を受けた法人に対し、構造改善計画又は整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

農林大臣は、第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は第六条第一項の認定を受けた法人に対し、構造改善計画又は整備計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

認定に係る漁業につき第五条第一項の規定により中小漁業構造改善計画を作成し、同項の認定を受けたときは、その認定があつた日の前日)までの間は、この法律の施行の際旧法第四条の二第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画は、第五条第一項の認定を受けている中小漁業構造改善計画とみなす。

第一項の認定を受けた行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

百四十六号の一部を次のよう改正する。

項目の規定の適用については、同項中「地方公共団体が会員となつてゐる協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十(公害防止費用で主務大臣が指定するものに充てるための保険金以下「公害防止資金」という)に係る保険関係にあつては、百分の八十)とし、その他の協会については、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十)とあるのは、「百分の八十」とする。

百九条第三項及び第一百十一項中「百分の七十」の下に「漁業再建整備特別措置法第八条第一項に規定する資金に係る保険関係にあつては、百分の八十」を加える。

第一百九条第三項及び第一百十一項中「百分の八十」を加える。

に改める。

昭和五十一年五月七日印刷

昭和五十一年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局